

平成17年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第3日目)

平成17年3月14日(月曜日)

午前10時00分開議

第28 一般質問

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	上原	豊茂	君
3番	小坂	正利	君	4番	渡邊	易右工門	君
5番	佐藤	静基	君	6番	橋本	憲治	君
7番	柴田	喜八	君	8番	大坪	勝廣	君
9番	高橋	徳男	君	10番	渡邊	守彦	君
11番	山本	朝英	君	12番	小林	一甫	君
13番	松浦	啓博	君	14番	安藤	義昭	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	深見	定雄	君
助役	宮川	伊三男	君
総務課長	山田	日出夫	君
企画財政課長	佐藤	正好	君
税務管財課長	皆川	義人	君
町民の声をきく課長	谷方	正夫	君
福祉保健課長	山川	栄二	君
農林商工課長	山内	啓伸	君
建設耕地課長	竹村	治実	君
生活環境課長	菊池	一春	君
水道課長	菊池	一春	君
施設車両課長	小田	藤夫	君
教育長	小野	茂	君
管理課長	平塚	晴康	君
社会教育課長	橋爪	実	君
教育委員長職務代理者	飯田	洋司	君
監査委員	四十物	義雄	君
農業委員会事務局長	小野	良次	君
出納室長	佐野	正敏	君
行政改革対策室長	佐藤	純一	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	林	春雄	君
議会事務局次長	菅野	宏	君

開議の宣告のため

議長（柴田喜八君） 皆さんおはようございます。定刻になりました。
ただいまから本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

議長（柴田喜八君） 議会運営委員長から議会運営について報告をいただきます。

議会運営委員長（安藤義昭君） それでは議会運営委員会からご報告を申し上げます。

3月10日午後3時45分から議会運営委員会を開催いたしまして、平成17年第1回定例議会の運営にかかわっての協議をいたしました。

協議の内容につきましては、5件の請願書のそれぞれ協議でございます。それぞれ皆様のお手元に配付してありますけれども、請願書の取り扱いにつきましては、採択をされた後、それぞれ所管の委員会から意見書を提出していただくことになりました。よろしくお願いたします。

なお、先の行政報告1件につきまして、指定給付金の町長からご案内がありました。

3月11日金曜日になってからの件でございますけれども、なお、議会運営委員会を開催する時間等がなかなかとれなくて議会運営委員に個々にそれぞれご了解を申し上げ、私の方から説明を申し上げ、ご了解をいただいております。

従って、この追加行政報告に対して、平成16年度一般会計補正予算終了後、提案をするということになりましたので、議員各位のご理解をいただきご報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ご苦労さまでした。

本日は全議員の出席であります。なお、小坂議員から午後早退の届け出が出ております。そのほか、白崎委員長に代わって飯田職務代理者が出席しております。また、鳥山農業委員長、久原選管委員長から欠席、佐野出納室長から午前中欠席の報告がありました。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（柴田喜八君） 日程第28、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

12番小林一甫君。

12番（小林一甫君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず最初にお断り申し上げたいと思いますけれども、私のパソコンミスで2点ほど字が抜けております。その時点で、またご説明申し上げたいと思いますので、早速本題に入ら

せていただきたいと思います。

最初に町政執行方針についてであります。町長は町政執行方針の中で、昨年は市町村合併問題や、ふるさと銀河線存続問題の大きな行政課題を真剣に検討、協議した年であったと言われておりますが、今年からは、新法による市町村合併問題を協議、論議する重要な年になってくると考えます。

まず、1点につきましては、置戸町との合併はなりませんでしたが、市町村合併問題に対して今まで任意協議会、法定協議会の中で協議、論議をしてきた経過を早期に検証し、新たに今年から始まる新法による合併問題の協議の中で、二度と無にならないような取り組みをしていかなければならないと思いますけれども、所見をお伺いをいたしたい。

2点目といたしましては、ふるさと銀河線存続問題につきましては、見通しが本当に暗いというようなことでありますけれども、沿線の住民やら民間レベルでは、存続に向けて必死に努力をしている様子が見えます。行政として、存続に対する努力が足りないと思うけれども、所見をお伺いをいたしたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま調整執行方針につきまして、2点のお尋ねをいただきましたので、お答えいたします。

1点目の合併問題に関して、「任意協議会、法定協議会の中で今まで協議、論議をしてきた経過を早期に検証し、二度と無にならないような取り組みをしていかなければならないと思うが所見を」というお尋ねですが、置戸町との合併協議につきましては、任意協議会、法定協議会を通して昨年の3月以来、約1年間の貴重な時間と労力を費やしてきました。

これらの協議内容につきましては、議員が言われるように無駄にすることのないよう、早期に検証し生かしていく必要があると考えており、平成17年度予算においても合併協議の内容を検討し、置戸町との事務事業に違いのあるものなどを洗い出し、予算編成あたってきたところです。

また、今年4月からの新しい合併特例法において、仮に再度の合併協議が行われた場合にも、今回の合併協議内容は生かされるものと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、2点目の「ふるさと銀河船の存続問題に対する取り組みについて」であります。鉄道が廃止された場合の本町のまちづくりに与える影響は図りしれないものがありますし、また、町民の全てが、できるものなら存続させたいという思いであると認識しております。

さて、ご指摘いただいた「行政として存続に対する努力が足りないのでは」ということについてであります。存続運動につきましては、行政が取り組むべきことと、住民団体等が自ら起こしていく取り組みの二通りがあると思います。

他町においては、後者の運動が大きく報道されておりますので、議員の目にはそのように見えるかと存じますが、ご承知のとおり、ふるさと銀河線は第3セクター鉄道でありますので、北海道と沿線市町が協議を重ね、共通認識に立った中で一定の結論が出されるものであり、その際には、毎年発生する約4億円の赤字のほか、存続した場合に必要な車両の更新を含めた施設の改修費用の捻出などの現実問題が解消できるかを判断しなければな

りません。

現在、進めている協議の中で、バス転換した場合の第1基金の用途についても論議しておりますが、実現性のある見通しが無い中で、安易に存続を判断した場合には、第1基金が間違いなく費消してしまいますので、廃止後のバス運賃に対する助成等の「あと対策」にも大きな影響を及ぼすことになり、単なる結果責任で済むことではないと考えております。

従いまして、昨年実施しました署名活動や住民集会におきましても、訓子府町としてではなく、訓子府町ふるさと銀河線振興会議として取り組んできたところであります。

しかしながら、現在の状況に至ることは、十分に予見できたわけでありまして、そうした意味では、北海道をはじめ、沿線1市6町としての取り組みをもっと早く起こすべきであったと感じております。

いずれにしましても、残したいという思いと赤い字の補てんをどうするかという現実の中で、苦悩している胸中をご理解いただきたいと存じます。

以上、お答え申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） はい。ただいま町長の方からご答弁をいただきました。

合併問題につきましては、最終の答申が出てからの最後の両町の取り組みが時間的にも非常に少なかったというのは、私どもも十分理解しておりますけれども、やはり結果的には町名の問題で今回の合併はならなかったというようなことであります。このことにつきましては、私議員をやらせていただいておりますけれども、何回も委員会の中では町に対して早めに情報を提供してくれというようなことを申し入れたと思っておりますけれども、あまりにも情報が遅すぎたということも、一つの要因になるのではないかなと考えております。そうした反省も踏まえて、これから新法による合併論議に入るかどうかわかりませんが、十分頭の中に入れて協議をしていただきたいと思います。

財政問題につきましても、非常に厳しいものがありまして、その辺も十分理解しておりますけれども、さらに自立を目指していくのであれば、行革を含めいろんな部分で経費の削減を図っていかねばならないと。そういうような何か重要と言いますか、当然取り組んでいかねばならない部分がございますので、その辺につきまして、昨年の12月にもう私は一般質問の中で触れましたけれども、今、自立の道を歩んでいこうとしている中で、その部分が協議されたことがあるのかお伺いをいたしたい。

それとふるさと銀河線の問題につきましては、確かに町長が言われるような部分が大半であろうと思っておりますけれども、私から言わせると最後の最後まで努力して、それでだめであれば住民の方も納得していただける部分があるのかなと。そういう感じを持っておりますけれども、ただ、基金の部分、第一基金まで手をつけると後が大変だとか、そういうような問題ではなくて、少しでもやはり銀河線を残そうとするのであれば民間レベルの発想もやはりその中に入れて十分論議すべきではないかなというような感じを持っております。お金だけで考えるのであれば、今直面している私どもの町が自立に向けての歩みの中でも、もう先が見えているからもうそれで終わりだというような、そういうような結論になって

しまう恐れもありますので、その分も十分行政としての感覚の中で、ぜひとも銀河線の存続に向けては最後まで経営者として努力をしていっていただきたい。21日に関係者協議会が最終の判断をするということでもありますけれども、銀河線はこれからまだ1年走るわけがありますので、その1年間の中でなんとか生き延びれる方法が模索できれば一番いいのではないかなというような感じを持っておりますので、その辺の所見もあわせてお伺いをいたしたい。

議長（柴田喜八君） 行政改革対策室長。

行政改革対策室長（佐藤純一君） それでは、ただいまの自立の道を歩いていく場合の役場の内部で協議をされているかというご質問でございますけれども、昨年の秋から役場の内部の行政改革推進本部をおきまして、事務事業等の見直し等を含めまして、総務、行政、財政といった専門部会を設けまして、具体的な協議を進めているところでございます。これらにつきましては、今後は予算にも繁栄させていきたいと思っておりますけれども、随時広報等で町民の皆さまにお知らせをしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） それでは銀河線の問題について、私の方から答弁をさせていただきますが、今銀河線のことにつきまして、最後の最後まで努力をして、民間レベルの発想も大事にというお話でございましたけれども、私もこの銀河線存続につきましては、小林議員以上の思いもあるところですが、しかし、現実問題として、この銀河線を残すということになりますと、先ほども答弁で申し上げましたように、年間4億円を超えるその借金、赤字が出る、その分をどうやって埋め合わせするのかという問題が非常に大きいわけです。

そして、今また民間の方からも新たな発想で物産公社のようなものとか、そういうような提案もあるわけですが、これが間違いなく利益を生むという確信が持てるような状況のご提案であればいいんですけれども、もし、新たに今こうした問題に取り組んで、そして、それに上乗せするような赤字が出た場合に、じゃあ誰がその責任を取るんだというようなことになりましたときに、これはもうほとんど手がつけられないような状況になってまいります。

私は本当に残したいという気持ちは山々ですが、しかし、銀河線の現状を考えたとき、銀河線スタートした段階でも100万人の利用がありまして、年間ですね。約100万人の利用があって、それでも4億円ほどの赤字が出た。今、利用者が50万人を切っている様な状況にありましても、まだ4億円ぐらいの赤字にとどめているということは、それだけ銀河線の会社としても経営努力をしてきているわけです。

しかし、道に存続に向けての私どもお願いもしておりますが、知事の答弁では「無い袖は振れない」というような話になってしまいますし、そういうことであれば、これを毎年4億円の赤字を沿線自治体で埋めるということは不可能であります。

そして、会社としてもましてや、その赤字を埋めるということは不可能であります。1回その4億円の赤字埋めることによって、この銀河線が再生できるということであれば、

これは一つ議会の皆さまにもご理解をいただいて、応分の負担をしなければならないと考えますが、現状ここまで厳しく経営努力をしてきても、かつ、4億円の赤字が出る。この後引き続きレールの交換、それから橋梁の交換、それから車両の更新ですね。こうしたものに莫大な経費がかかってくるわけで、その単なる年間の運営経費の赤字だけではなくて、そうしたハードの部分にも相当の負担が要すると。これをじゃあどこでその穴埋めをするのかということになりますと、会社としては無理でありますし、また、沿線自治体としても、それに対する負担は大変厳しいものがあると思いますので、私は本当に残念ですが、この3月中に結論を出してしまわなければならないと思っているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 合併と言いますか、町の財政が厳しいということで、昨年の秋から検討に入っておるということであります。非常に財政的に厳しい、基金もあと2年で底をつくというような状況に至っておりますので、さらなる行革の中で、1年でも自立をしていけるようなそういう考え方の中で進んでいただきたいと思います。

合併問題につきましては、これから何人かの議員がご質問されると思いますので、私はこれで終わらしていただきたいと思います。

また、ふるさと銀河線の存続につきましては、非常に厳しいことは私も承知しておりますので、それでもさらなる最後まで努力はしていただきたいというようなことであります。やはり住民の方が、「ああ、訓子府はそこまで努力して、関係協議会の中でも発言していたんだ。」というようなことをやはり町民の方、知っていただくためにも、ぜひ町長にがんばっていただきたいと思います。

時間があまりないようなので、次に、本来であればまだまだお聞きしたいんですけども、次に移らせていただきたいと思います。

次に、教育執行方針についてであります。

幼児期は生涯にかかわる人間形成の上で大切な時期であると言われておりますが、今の子供たちを見ておると、いろいろと見つめ直すことが多いように思われます。

最近では子供たちの学力も、学力低下も話題になっております。

学校週5日制が悪いとは言えませんが、両親が働きに出ている関係で、子供たちだけで家にいる時間が多いことも考えながら、学校での子供たちに対する学習、生活指導を改めて考える時期にきていると思います。

ここで「考えます」の前の「と」が抜けております。誠に申し訳ございません。

5点ほどお伺いをしたいと思います。

1点につきましては、子供たちの心の中に、人間形成上どうしても教えておかなければならない必要な部分があるとするならば、週5日制の見直しも必要と思うが所見を伺いたい。

2点目といたしましては、子供たちの学力が低下していると聞くが、本町の子供たちの学力レベルはどの位置にあるのかわかれば、管内、全道、全国となっておりますけれども、「国」の一文字が抜けております。誠に申し訳ございません。の数値を示していただき

い。

3点目につきましては、チーム・ティーチングによるきめ細かな授業の現在の取り組みの内容をお伺いをいたしたい。

4点目につきましては、つい最近少年法が改正され、14歳まで年齢が引き下げられ、家庭、学校での子供たちに対する道徳的な教えの必要性はさらに重要になってくると考えるが、学校における学習、また、指導はどのように実施しているのか、お伺いをいたしたい。

5点目につきましては、地域スポーツ指導派遣事業については、学校関係者からの要望、地域全体で子供たちを支えていくということでありますけれども、現在小学生が主体のスポーツ少年団があります。この少年団の団員も中学に入ると、これが部活になるということであります。さらに、指導する先生がいなければ活躍の場もなくなると思います。子供たちの夢を実現させるため、指導のできる先生の覚悟が必要と考えますが所見を伺いたい。

以上、5点についてお伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま小林議員から教育行政執行方針に関連し、5点にわたりお尋ねのありましたこと対しまして、お答えをさせていただきたいと思います。

1点目のお尋ねでございますが、完全学校週5日制のもと、各学校が「ゆとり」中で、「特色ある教育」を展開し、子供たちに基礎・基本を確実に身につけさせ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むことをねらいとして、新学習指導要領が平成14年度から実施されているところでございます。

各学校においては、このような趣旨を踏まえながら、個に応じた指導や体験的・問題解決的な学習など指導方法の工夫改善に努めながら、基礎基本の確実な定着や確かな学力の育成に教職員一丸となって取り組んできているところでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

また、ご指摘のような学校週5日制の実施にかかわって、授業時数や指導内容の削減などが学力低下などに結びついているのではないかと、等々の意見・考え方等につきましては、特に最近文部科学省を中心に新聞紙上等で大きく取り扱われておりますが、このことにつきましては、今後、中央教育審議会等で審議されていくものと考えております。

いずれにいたしましても、私どもといたしましては、現状の学校週5日のもと、新学習指導要領に基づき、前段で申し上げましたように、基礎・基本の確実な定着はもとより、思考力や表現力など確かな学力の育成などに向け、各学校、教職員が一丸となって取り組んでいくことは何よりも必要なことである。認識してるものであり、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、このことにつきましては、今後、国・道等の動向等を十分注視しながら、必要な対応等に向けていかなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、2点目のお尋ねでございますが、児童生徒の学力の実態を把握し、指導上の資料とするために、各学校では学力テストを実施しているところでありますが、全国、全道一

律の学力テスト等は実施しておりません。

なお、訓子府小学校で実施している学力テストにつきましては、同じ学力テストを実施している各全国の学校との比較ができるようになっており、その比較では、全国平均とほぼ同程度の結果となっております。なお、この結果につきましては、1年生から6年生までの国語・算数の全体平均との比較となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、この学力テスト等の結果等も参考にしながら、授業の改善を図り、児童生徒一人ひとりを大切にしたいきめ細かな教育の推進等に向けて、より一層各学校とともに一丸となって努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に3点目のお尋ねでございますが、現在、訓子府小学校、訓子府中学校でティーム・ティーチングを実施しているところでありますが、その内容につきましては、訓子府小学校では、1名の加配教諭が廃置されており、4年生以上の算数で2名の教諭体制による授業、また、町の臨時講師につきましては、多人数学級であります2年生の全教科と1年生の全教科について、必要に応じ、2名の教諭体制で授業にあたっております。

また、中学校については、加配教諭2名が廃止されており、学年の数学と総合的な学習の時間、1年生の理科について必要に応じ、2名の教諭による授業が進められており、わかる授業や学習意欲を高めるなどの学力の向上等に大きな成果を上げていることをご理解賜りたいと思います。

次に4点目のお尋ねでございますが、子供たちを取り巻く環境が大きく変化、大きく変わる中で、子供たちが事件・事故にかかわることが多く発生しており、命を大切にする心や他の人を思いやる心など、基本的な生活習慣や善悪の判断、規範意識などを身につけ、豊かな人間性や社会性などを育む教育の充実が必要となってきております。このような中で、各学校では学習指導要領に基づき、年35時間の「道徳」の授業と併せ、通常の学校生活のあらゆる場面においても基本的な生活習慣などについて指導を行うなど、児童生徒の発達段階に応じた「心の教育」の推進とともに、児童生徒・保護者の不安や悩みを受けとめる教育相談の充実等にも努めているところであり、ご理解を賜りたいと存じます。

次に5点目のお尋ねでございますが、中学校における部活動は、生徒一人ひとりの個性を伸ばし、自主性を育成する上で欠かすことのできない活動であり、部活動が持つ教育的意義も高く、健全育成を図る上からも極めて重要な役割を担っていると考えております。このようなことから、生徒たちの要請に応え、明るく・楽しい学校生活を送るためにも、指導者の確保が必要であることは十分認識しているところでありますが、生徒数の減少による教職員定数の減や教科との関連、さらにはスポーツを指導する教職員の減少等もあり、思うように確保できないのが実態であり、今後とも、特に必要な種目の指導者の確保に向けて努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、今後につきましては、民間指導者の導入等も含めた指導体制の整備等も視野に入れながらの検討も必要かと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番(小林一甫君) ただいま教育長の方から答弁をいただいたわけでありませけれども、最近特に報道と言いますか、情報がいろんな面で便利になったと言いますか、例えば九州の小さな学校で起きたことでも、テレビの報道の中では放映されます。そうした部分を見ておりますと、特に低学年のいろんな犯罪、また被害に遭う子供たちが、多くなっておるということでありませ。こういうことは、やはり小さいうちからのやはり道徳なり、学校生活での先生の教え方が非常に重要になってくる部分ではないかなと思ひませ。そうしたことから、私は今回お聞きした部分のメインでありますけれども、そういうことが学校の授業の中できちんと教えていただけるような時間を取るためには、学校週5日制ではちょっと足りないのかなと。勉強だけで5日終ってしまったて、今まで土曜日の半ドン、半ドンというのか、半日あった授業がカットされた分、子供たちの人間形成上に必要なものが教えられないのでないかなというふうな気がしてひませので、週5日制の見直しというひのは、その部分が私の考え方の大半でありますので、その分については特に何か考えることがあればお伺ひをいたしたい。

議長(柴田喜八君) 教育長。

教育長(小野 茂君) ただいま学校週5日制にかかわる再質問をいただきました。

この学校週5日制、平成14年度からスタートしてひるわけですが、この中で新学習指導要領には、「ゆとり」という「大きなゆとりの中で生きる力を育む」というふうな大きな目標がございました。そのようなことで、この基本的な考え方といたしましては、このあまった時間と言ひませか、土曜日の時間。これらにつきましては、家庭や地域に子供たちをお返しすると言ひませか、多くの時間をそこで利用いたしまして、家族やまたは地域でその生きる力と言ひませか、それらを体験していただきたいというふうな趣旨でござひませ。そのようなことで、私どもといたしましても、子供放課後週末支援事業等。これらも積極的に開設するだとか、また、幼稚園・保育園の、幼稚園につきましては、延長保育だとか、預かり保育。ここら辺の充実も向けてひるところではござひませが、いずれにいたしましても、私どもといたしましては、この学校週5日制につきましては、国・道等の動向を十分注視しながら現状の学校週5日制のもとで、また、現行の学習指導要領のもとで、学校・家庭・地域・関係機関等が相互に連携をいただきながら、社会体験や自然体験などの趣旨の活動を経験いただくなどして、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性だのとの生きる力。この変化の激しい、厳しい社会の中で力強く、自立してひける力。そして、確かな学力が育成されるよう様々な条件整備等につきまして、引き続き前向きに取り組んでまいりたいというふうな考えておひませるので、ご理解を賜りたいと思ひませ。

議長(柴田喜八君) 小林一甫君。

12番(小林一甫君) お話十分わかりますけれども、土曜日の午前中の部分に限らせて言わせてもらひませと、ほとんどと言ひませか、大半の家庭が共働きをしておるということて子供たちだけが家に残されて、それで子供たちは勉強してひるのかというふうなことがちょっと疑問に思ひるんですけども、地域も加わってというふうなお話でありますけれども、今あまり地域も子供たちに対しては、昔みたいに、あそこの子供どうだこうだというふうな、そういうことは今はもうほとんど言わなくなってしまったと。そういうよう

な状況の中で、果たして子どもたちだけで本当に人間形成上必要な部分をつくっていきけるのかなというようなことも、本当に最近特に感じるようになったものですから、訓子府町だけでもその土曜日の午前中の部分なんか子供たちを一時間でも集めた中で、そういう指導やっていけないのかなというような感じを思っておりますので、もしも、できないというのであれば、それはまたよろしいですけれども、ただ、国とか道の指導、学習、指導要綱がそうだからというのではなくて、独自のものがあってもいいのかなというような感じを持っております。そういう部分で、子供たちが本当に健やかに育てていただくのが私どもの願いでありますけれども、基本だけはきちり学校の方、また、教育委員会の方で指導していただきたいと思います。

時間あまりございませんので、もうちょっと質問させていただきたいと思うんですけれども、あと1点だけ5番目に対しまして、少年団の関係なんですけれども、スキー少年団、スケート少年団、サッカー少年団といろいろあります。そうした中で、特にサッカーの部分につきましては、教える先生もいないということでもありますので、教育長の方にご相談に行った経過もありますけれども、ぜひともその辺を十分ご理解いただいて、対応をお願いしたいと思います。子供たちがせっかく少年団で技術を磨いて、中学校に入って落胆するような、そういう形だけをとっていただくのは問題があるのかなと。そういうような感じをいたしますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは最後になります。

住民基本台帳ネットワーク事業について、5点ほどお伺いをいたしたい。

実施から1年7カ月を経過しており、さらに本年4月から個人情報保護法が全面で施行されることに伴い、本町の現状についてお伺いをいたしたい。

1点目につきましては、本格稼働が平成15年8月から始まりましたが、現在までの期間を中でトラブルが起きていなかったのか。

2点目につきましては、平成17年度の予算計上の中で、パソコンの借上料が479万6,000円計上されておりますけれども、このほかにかかわる経費はないのか。

3点目につきましては、住民票の現況はどのようになっているのか、本町の利用件数、できれば管内、道内の動向等もあわせてお伺いをいたしたい。

4点目には、パスポートの申請等に住民票の写しの提出が不要となるサービスも実施されておりますけれども、新たに加わったものあるのかどうか。

5点目につきましては、漏えい後の被害回復を行政が行う仕組みになっていないが、もし、漏えいした場合の対応はどのように考えているのか。つい最近、この漏えいの部分につきましては、何か法律ができるというようなことでもありますので、その辺もあわせてお伺いをいたしたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま住民基本台帳をネットワーク事業について、5点のご質問をいただきました。

まず、1点目の稼働されてからのトラブルの状況についてのお尋ねですが、平成15年8月の2次稼働以降、本町におけるトラブルはありません。

2点目の経費についてのお尋ねですが、使用料のほかに関連機器とソフトの保守委託料172万6,000円がございます。

3点目の利用状況のお尋ねですが、昨年6月に調査した15年中の利用状況では、本町で行ったサービスは3件、管内で149件、全道で4万9,587件となっております。本町のカード発行累計は、6件、広域交付は町民が他市町村で申請したもの、町外者が本町で申請したもの、ともに7件ずつとなっております。

それから、4点目の住民票の写しが不要になったサービスについてのお尋ねですが、新たに加わったサービスはございません。

5点目の情報の漏えい事故に係る被害回復の対応についてのお尋ねですが、本町の住基ネットワークシステムは、漏えい事故防止の基準をクリアしているものですが、被害にかかわる対応については、国や道の指導を仰ぎ、対応してまいりたいと考えております。

以上、5点についてお答えしましたが、個人情報保護法の理念に基づき慎重な取扱いに配慮してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 住民基本台帳ネットワーク事業について、ただいま町長の方からご答弁をいただいたわけでありまして、本町の利用状況があまりにも少ないということで、国の指導でありますから住基ネットは必要だと思うのですが、これぐらいの件数で600万円もの、町の非常に貴重な財源を充当していくということにはちょっとやはり問題があるのかなというような気がいたします。むしろ、このぐらいの件数であれば、町の職員が心を込めているんな部分の書類を発行した方が、むしろずっと町民とのコミュニケーションが取れていいのかなというような感じは今持ったわけではありますけれども、私はこれ1年間で、あるいは何百もこういう取り扱いの件数があつたということ想定していたものですから、あまりにも少なかつたんでちょっと意外に思っておりますけれども、今後そういうような部分で、この部分を普通の職員の方の手による書類の発行ということに変えていくそういう要素があるのか、その辺お聞きしたいのと。もう1点は借り上げですから、耐用年数の部分も考えなくてもいいのかなというような気はしますけれども、もしも、機材の耐用年数がきたときには、その後の処理の仕方はどういうふうになっていくのか、その2点についてお伺いをいたしたい。

議長（柴田喜八君） 町民の声をきく課長。

町民の声をきく課長（谷方正夫君） 今の住基ネットの関係で、議員の方から2点のご質問いただきました。

1点の考えですけれども、利用数は大変少なく、今後その住基ネットに参加していくのかどうかということと、あと耐用年数がきたときの対応についてでございますけれども、本町で利用件数につきましては、本町におけるその住民票の交付等は少ないことは、先ほど町長の方からお話したとおりでございますけれども、そのほかにその国とがやっている、その年金関係とか、あと免許の更新関係とかというところにつきましては、こちらの方では数字的には見えないのですが、各住民がそれぞれサービス受けていると、こちらは考えておりますので、住基ネットにつきましては、法律で決められてるシステムでございます

ので、やめるという考えは今のところ持ってございません。

2点目の耐用年数がきたときの更新についても、1点目でお話したとおり、やはり更新して、次に続けていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 住民票だけではなくて、ほかの国民年金とか、その他の部分で活用の余地があるというようなことでありますけれども、その辺の部分もあわせて考えても、この部分はちょっと問題があるのかなというような私の考え方でありまして、町の方でこれからも継続していくということでありまして。

これから先、この住基ネットの必要性が、どの部分で出てくるのかわかりませんが、今の段階ではちょっとこの辺はあまりにも国としても、行政としてもお粗末な部分でないかなというような感じはいたしました。

今回、住基ネットの部分でご質問させていただきましたけれども、時間があればその前段の教育方針の中でかなりの時間を取りたかったんですけれども、ちょっと時計の数字見間違いまして時間ちょっと余ってしまいました。

いろいろと今回は質問したかったんでありますけれども、住基ネットにつきましては以上で終わらせていただきたいと思います。

最後になりますけれども、新しい新法による合併問題が控えている中で、さらなる自立に向けての経費削減もしていかなければならないということもあわせて、ぜひとも最後に町長にがんばっていただくというようなことになろうかと思っております。

あと私どもも2年、町長も2年の中で、最後の務めをさせていただくつもりであります。

最後に町長に決意を聞かせていただいて、私の一般質問を終わります。

議長（柴田喜八君） 小林議員の今の発言には、ちょっと答弁控えさせていただきます。

ここで10分間休憩をいたします。

11時5分から開会いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

小林一甫君の質問が終わりました。

次は9番、高橋徳男君の発言を許します。

高橋徳男君。

9番（高橋徳男君） それでは通告にありますように、市町村合併のことで質問をさせていただきます。

市町村合併断念の反省と新法による合併の考え方について通告しておりますけれども、このほか質問はまだ何点かあるんですが、町長の雄弁な答弁について書けませんので、項目を減らして再質問の方でお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

す。

町は1年あまりにわたって、市町村合併についての論議を重ねてきましたが、法定協議会の最終段階になって、置戸町との合併が町民アンケートで、町名などによる反対多数があり、町長が合併を断念をされたわけでありますが、この結果を町長はどのように考えておられるか、お聞きをしたいと思います。

2点目に、町民が合併を反対されたわけですが、この原因はどこにあったんだと思いますか。反省点があれば伺いたいと思います。

3点目に、この合併は町長が提案し、それを町民が受けて、1年あまりもかけて真剣に論議を交わしてきたわけですが、結果は町民のこれ「判断」とありますけども、「反対」でございますので、訂正してください。町民の反対で、断念に至りました。とはいえ、これが町長提案であったことを考えるときに、町民を前にして報告会などを開くべきだと思いますが、この点について町長はどのようにお考えなっておるか伺いたいと思います。

4点目に、合併新法が4月から施行されますが、現在の町の財政を見たときに、いずれ合併を考えなければならないときがくると思います。

今回の合併については、町民から説明不足の指摘が多かったことを考えるときに、次の合併に向けて、今から町民の対話の場を持つとして、組織づくりを考えていくべきと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 市町村合併断念の反省と新法による合併の考え方について、4点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

1点目の置戸町との合併が、町民アンケートによる反対多数で断念することになったが、この結果どのように考えているかというお尋ねですが、厳しい財政状況のもとで、合併はやむを得ない選択と考え、置戸町との合併協議を行ってまいりましたが、住民アンケートの結果により断念せざるを得ないと判断させていただきました。

今後の財政状況などを考えると非常に残念な結果と考えますが、住民の意思として重く受けとめなければならないと考えております。

次に、町民が合併を反対された原因はどこにあると思うかというお尋ねですが、アンケートの分析結果を見ますと、町名が良くないという意見が最も多くなっていますが、町名の問題以外にも合併協議が十分でない、財政状況の改善が見込めないなどという様々な理由があり、協議内容を十分にご理解いただけなかったものと考えております。

次に合併の断念について、町民を前に報告会を開催すべきでないかというお尋ねですが、住民アンケートは回答率が93%と非常に高く、そのうち合併に反対と回答した方が57.2%と過半数を超える結果となり、住民の意思は明らかだと判断しております。

アンケートの結果や今までの経過などにつきましては、改めて報告会などは開催せず、広報により町民の皆さまにお知らせをしましてまいりましたので、ご理解をお願いいたします。

次に、今回の合併については町民から説明不足の指摘が多かったことを考えたとき、次の合併に向けて今から町民との対話の場を持つ組織づくりを考えていくべきではないかと

のお尋ねですが、合併に関する情報の提供やわかりやすい説明に努めてまいりましたが、説明不足とのご指摘があったことは、真摯に受けとめなければならないと考えております。

また、次の合併に向けた組織づくりにつきましては、町民との対話の場を持つ機会をつくっていかなければならないと考えておりますが、今後の合併の方向性は、今年4月に施行される新しい合併特例法による、国や道の動きを見守っていく必要があり、現時点で町として、具体的な動きをとることは難しいと考えております。

以上、市町村合併断念の反省と新法による合併の考え方についてお答え申し上げましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 高橋徳男君。

9番（高橋徳男君） それでは、まず、もう少し質問をしたいと思います。

町民の多くは、必ずしも合併反対ではないと考えます。名称のみで合併を断念されたと、私は考えておりますけれども、置戸町と会談を重ねて、もう一步こう進める必要がなかったのかと、このように思いますけれども、町長のお考えを伺いたいと思います。

それから新法での知事の現在の考えでは、各自治体の方針に任せるといことのようにありますけれども、しかし、これもいつどう変わるかわからない心配もございませぬ。そこで、もし知事が置戸町との合併を勧告された場合、それに応えるような両町での状況が残っているのかどうか、また、合併を考えているとするなら、合併特例がなくなった今どんなメリットが考えられるのか伺いたいと思います。

まずこの二つについてです。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 新法による合併ということになったときに、また再び置戸との合併、その可能性があるのかということですが、道の方からどのように示されるか、またそれはわかりませぬので、今の段階ではなんとも言えませぬが、可能性なきしにもあらずというふうと考えております。

国は公債残高、いわゆる国の借金の問題もありまして、今回の合併を進めているわけですが、3,500ほどある自治体を今1,000ほどにしようということですが、現段階でまだ2,500余の自治体が合併を進められないでいる状況を考えたときに、やはり新法によって、強行にこの合併推進に向けての国の方向が示されると思いますが、そうなったときに、やはり私どももわが町だけの自立で行くということには、これは少し無理があるのではないかと思います。従って、その段階で新法による合併ということも、視野にこれから十分検討しておかなければならないと思いますが、その段階で置戸町と単独、また、2町だけの合併になるのか、もっと広域になるのか、その辺のことにつきましては、現段階で申し上げるような状況にはございませぬので、今しばらくその様子を見守ってまいりたいと思います。

議長（柴田喜八君） 行政改革対策室長。

行政改革対策室長（佐藤純一君） ただいま新法での合併のメリットはあるかというお尋ねがございましたけれども、新法での合併でありまして、例えば置戸町と合併をするとした場合、今までの協議内容でも、協議の中でも申し上げてまいりましたけれども、合

併による財政効果が年間2億円が見込まれるというようなこととか、それから新法におきましては合併特例債。現行法での合併特例債はなくなりますけれども、地方交付税の合併算定替などという特例が、新法においても認められているということを考えますと、それなりのメリットはあるのかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 高橋徳男君。

9番（高橋徳男君） 説明がちょっとわかりにくくて、答弁ができなかったと思ひますけれども、最初の合併を断念したのはやはり名称だったんだと。このことを考えると、置戸町ともう一度会談をして、一歩進める必要があったではないかとかいうふうに思ひますが、その点どうなんでしょうか。お聞きしたいと思ひます。

それから町長は合併を断念したわけですが、町民の中には、自立で行くのを心配している町民も大変多くおられることも事実でございます。アンケートの内容を見る限りでは、町名に対しての反対であり、財政上から考えて単に町民が自立を選択したとは、私は思ひない、思ひていません。町長はなぜこう簡単に断念されたのか、伺ひたいと思ひます。また、これは町長が10年あまりにわたって町民とともに歩んできたわけですけれども、町民の心底をとらまえての判断だったかどうか、お考えを伺ひたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 非常にこの合併問題というのは、大きな問題でありますので、私は単に議会と私どもが論議をして、それで決めるだけではなくて、やはり町民の意思を尊重して最終的な結論を出すべきという判断の中で、この住民アンケートというもの実施したわけですけれども、その結果として、回答率が93%という非常に高い回答率の中で、合併に反対というお答えが57.2%あったわけでございます。

私はやはり置戸町との今の状況からして、やはり置戸との合併は、大きな合併よりも小さな合併をした方が住民サービスの面では手の行き届いた住民に対する手の行き届いた合併ができるということで、置戸町との合併を選択したわけですけれども、結果として、多くの町民の方が合併反対と。57.2%の合併反対という結果が出た、回答が出たわけでございますので、そうした回答をいただいた以上、これを無視して合併推進するわけにはいかないと住民の判断尊重させていただいたところでございます。

その辺をまずご理解をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 1点目に、ご質問いただきました今回の置戸町との合併の協議の中で、最終的にアンケートの結果で、合併を断念せざるを得ない状況になった時点で、置戸町との話し合いをもう少し突っ込んでできなかったのかというご質問ございました。

高橋議員もご承知かと存じますけれども、アンケートの結果が出たあと1月に入りましてから、町長が置戸町へ2度ほどお伺ひをいたしました。今回の置戸町との合併協議会の協議の中では、置戸町の協議会の委員さん方の置戸町名に対する思ひが非常に強い部分がございます。置戸町にお伺ひをし、この町名の問題で今回のアンケートについては、合併反対の意向がかなり強かったという申し出をさせていただきまして、町長、あるいは私

も同行いたしましたので、私どもといたしましては、置戸町から町名を変えようという動きが出てほしいという期待を持ちながら協議をさせていただいた経緯でございます。

そういう中で、やはり置戸町の協議会の委員さん方も町名を変えるという、そういう動きがなかったということで、今回のような判断にならざるを得ないということになったわけでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 高橋徳男君。

9番（高橋徳男君） 町長はただいまお話されたように、置戸町との合併を選んだ理由として、町民に行き届いたサービスをするために大きな合併より小さな合併ということでした。

また、北見市との合併については、北見市と合併をしたために今の相内はどうなったと。佐呂間町と合併した若佐村は、今は部落にすぎなくなったと。このように北見市との合併に、合併の反対の理由を説明しておられましたけれども、しかし、町長、その当時の相内や若佐村を知っている人は理解できるかもしれませんが、当時を知らない多くの町民にとっては、比較するにも比較できなかったのではないのでしょうか。また、判断するにも判断できなかったんでないかと。これはあまりにもこの北見市での合併に対しての説明では、少しお粗末な話しでなかったかなと私思っています。この程度の事由で、北見市との合併を反対した町長に、今、置戸町との合併判断にあたって、合併断念にあたって、批判の声が出ておりますが、北見市との合併に判断の甘さがなかったかどうか、その気持ちを伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 合併をしなかったことについての判断の甘さ、置戸との2町での合併に向けて進んだ判断の甘さと言われれば、これ私の責任だと思います。私がこのことについて、何も反省してないとかそういうことではございません。ただ、私の考え方としては、先ほど申し上げましたように、本当にやはり置戸と2町の人口を足しても1万人をクリアできるような環境にありましたので、できるだけ住民に手の行き届いた行政サービスが提供できるようにということで、小さい合併を選択したということを申し上げました。

しかし、今度新法による合併ということも、これ考えなければならぬわけですが、そのときに今どのような形で、また道の方からその案を示されるかわかりませんが、そのときは、やはりもうこれ以上、1万人以下のわが自治体で、独立した自治体運営ということは不可能かと思っておりますので、その時点では、これからの方法を誤らないように、また議会の皆さまともよく相談させていただいて、最終的な結論を出し、そして、町民の皆さんにご理解を賜るように努力をしてみたいと。そのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（柴田喜八君） 高橋徳男君。

9番（高橋徳男君） 今回の合併説明会でのことでありますけれども、一般の町民の方が説明会出られた感想として、町長の説明は淡泊だと。説得力がなかったという声が非常に多く聞かれるわけであります。

また、アンケートの中にも、町長の消極的な姿勢を指摘されている内容が目撃しました。

町長に答弁を求めても、助役が答える面が非常に目立った。合併を進めている町長かと、疑いたくなるような、その場面がしばしば見えたのも事実でございます。町長に、真剣にこの将来の訓子府を考えて、合併を実現しようという気構えで、望んでおられたのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

また、今回の合併を進めていく中で、必ずしも合併ありきでないとと言われて、何回かありますけれども、このような町の姿勢に町民が真剣になれなかったのもあったのではないかと。町民に合併を求めていながら、一方で合併ありきでないということは、町民はどう考えればいいのかと迷ったのではないかと思いますけれども、このことについてご説明をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 先ほどから申し上げているように、国から、国の財政問題がその背景にあって、合併を推進しようとしていたわけございまして、1万人以下の自治体については窓口業務だけにするというようなお話もございましたので、そういうことになった場合、これは本町としても大変なことになるなど。諸先輩ががんばって、ここまでつくってきた町をそんな簡単な形で、ほったらかすようなことにはできない。町民のサービスというものを考えたときに、やはりこの今の合併法に沿った形で合併を推進して、そして、よりまた身近な住民に身近な行政サービスをとということで、この小さな合併を選択したわけですけれども、結果としてこうした形になったことは、私の住民に対するその説明不足もあったのかと思いますけれども、これは住民の多くの気持ちをアンケートによって取ったところでございまして、ご案内のとおり93%の回収率という本当に多くの回収率を得たこの住民アンケートの結果を私は尊重せざるを得なかったというところでございまして、私の説明不足というふうに言われてしまえば、それは決してそうではないとは言えないかもしれませんが、そうした住民の気持ちというものを尊重して、この選択、合併反対の結論を私は出さざるを得なくなったということだけは一つご理解をいただきたいと思っています。

議長（柴田喜八君） 高橋徳男君。

9番（高橋徳男君） 町長に町民の指摘を伺ったわけですが、ご答弁がないようでございますので、また後ほどお話をしたいと思います。

ただ、町民の方々が合併に向かって進んでいるんだな、進んでいくんだなと思っているのに、一方で合併ありきでないんだというのはいかがなものかなと、このように思っております。

次に、今回置戸との合併に向けて、置戸・訓子府合併協議会が発足され、町長は13名になりますか、13名の方を委員に委嘱されたわけですが、その委員の中に任意協議会から法定協議会に移行する際に3名の委員が辞職されました。また、時同じくして何名かからの辞任の声が出たと伺っております。結局、思いとどめていただきましたが、いずれも事由は、委員としての重責が原因だと聞いております。また、委員として、任務を果たしたにもかかわらず、合併断念の結果に至ったために、一部の町民から厳しい批判と責任を迫られ、今なお苦しい思いをされている委員がおられるのも事実であります。このように、

町長に委嘱された委員が責任を背負って辛い思いをしていること。また、合併にあたっては、93%以上の町民がアンケートに協力されたこと。また、多額の金と時間を使ってきたことも事実でございます。

このように、町民の方々が町長に協力をしたのに対し、未だ町長からその感謝の気持ちと言いますか、お礼やまたお詫びの声がないということは、どうも理解ができないであるところであります。

町長には、この合併断念にあたって、責任の意思がないのでしょうか。また、合併の声を出されたのは、誰だったんですか。町長でなかったんですか。それとも、町民が合併を反対したのだから自分には責任ないとも思っているのでしょうか。

ひとつ説明してください。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 合併にかかわっていただきました委員の皆様方に対しましては、この議会が終わった後に、私の方からきちんとこれまでの経緯説明させていただき、また、あせてお詫びもさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 高橋徳男君。

9番（高橋徳男君） 責任の方はどうなのでしょう。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 当然、訓子府町長として、私も今回合併に進んでいただけですけども、これが実現できなかったということについては十分責任を感じております。

議長（柴田喜八君） 高橋徳男君。

9番（高橋徳男君） ある町の町長が合併に至らなかった責任を取って、辞職されたということを報じられております。何も町長に責任を取って辞職しろというようなことは少しも思っておりません。ただ、町長にはそれだけの責任があるんだということを自覚してもらいたいと私はこのように思って申し上げているところでございます。

平成3年に、町長と町議会の選挙ございました。深見さんは町長として、また、私は地域の支援を受けて議員として立候補させていただきました。しかし、町長選挙に関しては、私の支持者は深見さんではありませんでした。これはおわかりのことと思います。結果は、あなたが多くの町民の支持を得て当選されました。幸いにして私も、無投票に救われて当選をさせていただくことができました。私は深見さんが当選した際に、私はあなたにこういうことを申しました。町民は深見さんを選んだ以上、私もあなたのまちづくりにご協力をさせていただきますと申し上げましたけれども、覚えていただいておりますでしょうか。

以後、今日までの14年間ありがたいことに私も議員を続けさせていただいておりますが、この間、町長と議員の間柄ですから当然意見の違いもありましたし、ときには大きな声を出してあったこともございました。町長、あの頃の迫力はいったいどこに行ったんでしょうか。今回の合併にあたって、あの勢いがあったら私はきっと町長の思うように進まれたことと思っています。今回の合併協議の中でも、指導力が全くなかったというような声もたくさんされております。ここ3回の町長選挙の無競争は、あなたのどこかに気持ちの緩みがなかったんでないでしょうか。それよりも、やる気を失っていませんでしたか。

先般、行われた合併反対運動とも見られる町民による住民投票の署名運動を起こされた方の中に、あなたを支援されていた方がたくさんおりました。これを見て、私は正直驚きました。しかし、これは現実だったんです。町長はこの現実をどう思っておられるでしょうか。ただ、運動された方々にも、さぞかし辛い思いを持って起こされたことは、これも考えてみてあげてください。

残された任期は2年ですが、私は町長に引き続いてがんばってほしいと、昨年6月の一般質問で申し上げました。その気持ちは未だ変わっておりません。しかし、この先2年間の中で、国や知事はどのようなことを勧めてくるかわかりません。町はそのためにも、今回置戸町と進めたことを基礎として後戻りすることなく、町民と真剣に意見を交わして行くべきときがきたとき、「町長合併だぞ。」と町民から声の出るような素質づくりを今から進めて行くべきと思いますが、町長にその考えを伺って質問を終わりたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 当時から見ればやる気をなくしているんでないかというようなお話もございました。また、この今回の合併問題について、合併反対運動を起こした方、その方々も私の支持者が多いというような中で、何か意味がわからないような今ご質問をいただいておりますけれども、確かにこうした今進めなければならぬ合併問題について、こうした運動がなされたということは非常に私どもも辛い部分がありましたけれども、しかし、そうした運動を起こされた方々もそれぞれ町民なわけです。私は私の立場として、その人たちの考えを全く無視するというわけにはいきません。やはり町民それぞれが町民である以上、町民の皆さまのできれば多くの人お一人おひとりの考え方に耳を傾けていかなければならないことでもございますので、そうした運動をやられた方を無視するとか、軽視するとか、あるいは、罵倒するような、そういうようなやはり私の立場としては、対応できないということになりますので、その辺はご理解をいただきたいと思うんです。

要するに私の指導力がなかったから、今回の合併が実現できなかったと言いたいところは、高橋議員の言いたいところはその辺なんだろうと思いますが。私はそういうことであれば、そのことについては真摯に耳を傾けてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 高橋徳男君。

9番（高橋徳男君） 質問終わったと言ってしまいましたけれども、先ほど住民運動された方についてでありますけれども、住民運動された方、当時町長を支持された方でも、今住民運動された方は、やはり町長の進めているところに不満があったんだと。進めている気力に不満があったんだということを申し上げたのであります。

最後に聞いたんですけれども、先に答えがあったかどうか、ちょっとわかりませんけれども、これから向かっての組織づくりを進めていく、住民とともに組織づくりを進めていくということについてはどうなんでしょうか。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 今回の問題につきましては、非常に大きな問題でございまして、私も残念に思っているわけですが、今後、今高橋議員がおっしゃるように、私にや

る気がないような気力がなくなってしまう話もございますが、もしそういうことだとすれば、私も、原点に立ち返るような気持ちで、これからしっかり町政運営に努力してまいりたいと思います。

議長（柴田喜八君） 高橋徳男君。

9番（高橋徳男君） はい。期待をして、質問を終わります。

議長（柴田喜八君） 高橋徳男君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、休憩といたします。

午後は1時から行います。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

議長（柴田喜八君） それでは定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。

次は、14番安藤義昭君の発言を許します。

安藤義昭君。

14番（安藤義昭君） 私の一般質問を始めます。

先に通告してありますけれども、教育委員会に関する質問に対してはあとにしまして、防災対策について、町長も疲れていると思うので先に終わらせて、あとでゆっくりと教育委員会の方の質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは防災対策について、お伺いいたします。

町は16年3月に、ハザードマップ（地域防災計画・水防計画）を作成し、原案検討会をしております。これは常呂川、また訓子府川、大雨による増水の場合に予測に基づいて、その範囲でもって各地区を非難施設を指示したものであります。一昨年9月6日に訓子府高校中心にした訓子府町防災訓練が行われ、また、昨年役場駐車場を中心とした訓練をしたところであります。大地震や台風などの各種災害に対して、模範訓練が行われましたが、災害はどのようなときに起きるかわかりません。ほかの対策についても、お伺いをしたいと思います。

避難場所につきましては、冬期間の避難場所について、これにつきましては、疑問視されるところでございますけれども、冬期間の避難場所の考え方について、お伺いをしたい。

それから2番目に、各施設の地震対策についてお伺いをしたい。

次に3番目に、施設の現状と対策に必要な強度、その対策。施設ということは、学校とか、役場の方とかは新しいですけども、それぞれの保育所とかあります。そういったことのございます。

次に、緊急通報通システムの取り扱いの指導の点検についてお伺いをします。

以上です。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 防災対策について、4点のご質問をいただきました。

まず、1点目の冬期間における避難場所についてのお尋ねですが、避難場所は通年同じ

場所を指定しております。

町内に9カ所ある一時避難場所の多くは、広い敷地を有する公共施設であり、出入口や駐車場におきましては、おおむね除雪されており、一時非難には対応できるものと認識しておりますが、少しでも広く除雪するとともに避難で利用する建物についても、緊急時に対応できるよう管理に努めてまいります。

2点目の各施設の地震対策についてのお尋ねですが、人命を守ることが最優先という観点から、消防法で定められる避難訓練に地震災害における避難方法なども含めて、これからも指導啓発に努めてまいります。

3点目の地震に対する施設の強度についてのお尋ねですが、昭和56年に鉄筋コンクリート造り、建物の強度基準が改正され、以降に建築した役場庁舎、町公民館、中学校校舎、訓子府高校校舎は基準に適合しております。しかし、56年以前の建物もありますので、今後の財政状況を見ながら調査を進め、対策行ってまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

4点目の緊急通報システムの取り扱いの指導と点検についてのお尋ねですが、緊急通報システムの設置時に設置業者から使用方法の説明をしていただくこととしておりますし、消防でも老人家庭防火診断で訪問する際に、使い方と機器の点検も含めて指導するようにしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

14番（安藤義昭君） ただいまご答弁をいただきまして、わかりましたですけども、冬期間の避難場所については、これは9カ所冬期間についても、夏場についても同じことだと思いますけども、これにつきましては9カ所と言えども、大変冬場の事前のハザードマップの説明等のときに網走開発建設部ですか、そちらの方からいろいろ説明に来て、そして、避難場所また河川の関係、常呂川また訓子府川等のそれぞれの水害等のことで説明があって、それについて質疑した経過があります。その中でいろいろと何点かあったわけなんですけども、必要事項の大まかな必要事項についてはこの説明でわかったわけなんですけど、それ以上のものについては、そのときの説明ではお金がいることで、これは町長が言ったことではなくて、道の職員が言ったことで「お金がいることで、お金がいるということは、ここでそれぞれ調査したものはお金の値しかできないんだ。」というような、そのような言い方をした経緯があるわけなのですね。

昨日でしたか、ラジオで一部フォーラムがあって話を聞いていたら、ある大学の先生が、こんなこと言っているのか悪いのか知らないけど、ラジオである大学の先生が言ってたからそうなんですけども、「北海道知事と札幌市長は金がなければ何もできない。」そういうこと言ってるけども、「金がなくて何もできないなら誰でもなんでも知事でも市長でもやれる。」というというような、そんなフォーラムでやっていたわけなんですけども、そう言ってみれば、なるほど災害時においても、河川の整備については、ハザードマップの中にあるいろいろなことが書いてありますけども、金値だからこの程度しかできないんだということになればそうかなと思ったけど、それは今度町に取り替えてみれば、それを抜きにして本町は本町の別な考え方で、また災害時のものに対してはつくっていかなければならないの

でないかこのように思うわけなのです。その中については、夏場は避難場所については問題はないと思いますけども、冬場どうでしょうね。中央公園、市街地の避難場所一つ見ても、中央公園。あれは老人、子供どうやって入ってきますか。災害時のとき。雪ははねてない、入口はない。それから高校の避難場所、あれもそうです。先ほど、入口は開けてあると言いながらも、入口は開けていない。それは、高校の校舎の方から入れれば確かに入れます。ですけども、グラウンドには入れない。避難場所には全然全く適してない。それから、また何か所もありますけども、そう言ったことを考えた場合、冬期間の避難場所というものはそれ以外のことを考えて、言ってみれば道路なり、またそれ以外のところがあるんであれば、そういったことも考えながら、これからそういった避難場所の設置を考えていかなければならないなと思うわけなんですけども、その辺のお考えと伺いしたいと思います。

それから、次に施設の現状の対策に必要な強度の関係なんですけども、これについては昭和56年度以前の建物については、強度がどれほどのものかということとはわからないはずですけども、その56年以前の大まかな施設、建物ですか、どの程度あるかをお伺いしたいと思います。

それから緊急通報装置の関係ですけども、これにつきまして、今まで本町において一人暮らし、また、老人世帯等についても、特に一人暮らしの家庭の中で1日、2日それぞれ見つからなかった。亡くなっていたけども、付近の人も気づかなかった。たまたま新聞が挟まってたからわかったとか、また、それ以外のことで電話かけても出ないので行ってみたら亡くなってたというようなことが、今まで何件があったと思います。これは実際に私の隣でもそれはあったことなんですけども、そういったことで、この緊急通報システムをこれ言ってみれば、具合が悪いのでなかるうかと思うぐらいの病気でしたら、こういった装置をそれぞれ使えるんです。ですけども、それでなくてそれ以上のことになったら使えないと思うんですよね。ですから、そういったそれ以上のことを考えた場合の装置というものこれから考えていかなければと思うんですけども、無理なことだとは思いますが。ですけども、やっぱり一人でも多くの人命を尊重するんであれば、そういったことも今後考えながら、また現在のこういった緊急通報システムでも、改良できるものはしながら指導していかなければと思いますけど、その辺の考えをお伺いします。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 1点目について、私の方から答弁させていただきます。まず、防災対策について、冬期間の避難場所ですね。これは非常に大事なことだと思いますので、除雪等、この費用のかかるのもわかりますけれども、私どもとしては、まず町民の生命を守ることが最優先すべきことというふう考えますので、避難場所について、今一度確認をして、緊急時の対応できるよう管理に努めてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 町民の声をきく課長。

町民の声をきく課長（谷方正夫君） 今、2点目で避難施設の建設年度についてのお尋ねがありました。こちらの方も防災計画の方に一応盛り込んでおりますけども、耐震につい

ての昭和56年の改正でございますけども、対象建物が鉄筋コンクリート造りということで、木造建物については、その改正の中に入ってないということでご理解いただきたいと思っております。今の訓子府小学校につきましては、昭和47年、48年建設でございます。この建物が改正前の建物です。あと居武士小学校が昭和54年建物ということで、これも対象外でございます。それとスポーツセンターについては、53年の建物でございます。これも改正前の基準で建ててるということでご理解いただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山川栄二君） 3点目の緊急通報装置システムの関係でのご質問でございます。議員ご指摘のとおり、どんな方にでもお使いできるような機械が開発できればいいんですけども、健康状態どうしても使いたいという方は、操作できない方が当然おられますので、そういう方に対する対応というのは非常に難しいわけですけれども、現状では今自分で操作できる方に設置をさせていただいてるという事情がございますので、非常にどなたにでもという形なりますと非常に難しい問題であるということ、ご理解をいただければと思います。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

14番（安藤義昭君） 冬期間の避難場所については、ご答弁でわかりましたですけども、大変金のかかることではあります。ですけども、ご存知のとおり冬期間については、どの施設についても、公民館前以外の避難場所については、雪が多くて年寄りも入れない、子供も入れない。全くどのような形で避難をしていいかわからないというような状態でございます。そういったことで、金がかかるかもしれないけども早急に何か対応していただければと思います。

それから緊急通報システムの関係で、どなたでも使えるということになると困難だと。そういうことで、今後のことを考えると一言もなかったから、考えていないのかなと思うんですけども、これはやっぱり今後何かの形でこういった人命にかかわることというのは、やっぱりいつどこでどうなるかわからないということになれば、今の現在の緊急通報システムの取り扱い方。また、その機械等に機種についても、今後やっぱり何らかの考え方のことを考えなければ、これこういったその独居老人。また、それぞれの老夫婦の家庭あたりは、特に夏場より冬場が大変でなかったかと思っております。そういったことを一つ行政というのではなくてやっぱりそれぞれのメーカー、また、消防の方ともそれぞれ勉強しながらこれからこの対策については推進をして考えていただきたいなど、こう思うわけですけども、その辺伺いをします。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山川栄二君） 議員ご指摘のとおりだというふうに私どもも感じております。

こういう装置につきましては、あくまでも緊急通報装置。今設置しているものについては、本人が操作できなければ使えないという今の機種状況ではそういうものしか今のところ開発されていないというのが実態でございます。こういう一人暮らしですとか、そういう方につきましては、行政だけでなく町内会あるいは地域ぐるみ、近隣の方のご協力

を得るという方法をまず考えていかなければならないのかなというふうには考えておりません。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

14番（安藤義昭君） はい。それではこの防災対策については終わらせていただきます。

それでは通報の保育所、幼稚園、小中学校の防災対策についてということに、それでは通告しておりますけれども、先にお断りしておきます。この後でそれぞれ質疑あるわけなんですけれども、「児童生活館」に関してということで、通告書を出しております。これにつきましては、私の先の委員会だったと思いますか、そのときの聞き方が悪くて、「竹の子クラブ」との間違いでございます。そういったことで、「児童生活館」と「竹の子クラブ」の方のそれぞれと私の取り方の間違いでありまして通告をしておりません。従って、この「児童生活館」につきましてはのものは間違いということで、これを省いていただきます。そういったことで、ご理解をいただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、順次をお伺いをしたいと思います。久しぶりですので、教育長さんにもそれぞれ大変だと思いますけれども、ひとつ優しくご答弁をいただきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、保育所、幼稚園、小中学校の防犯対策について、全国的に凶悪犯が後を絶たないということで、道内でも、刑法犯罪が増加している。摘発補導された少年には、昨年1年間で6,314人で4.8%の増となっているということでございます。このような中で本町の学校内、また、登校、下校時の防犯対策をお伺いしたい、このように思います。それで1、小中学校のいじめについて、発見のきっかけは保護者からの訴えが53.2%と聞きます。本町の場合はあるかないか、そういったことがあるかないかお伺いをしたいと思います。このいじめ等につきましては、それぞれ保護者の訴えは多いというけれども、そのほかにいろいろな機関からの訴えもあるそうでございます。そういったことを踏まえてお伺いをします。

次に、2番目の小学校の校内暴力について、児童館の暴力が最も多いと聞くがあれば聞かせていただきたいということです。これは1,600件ということで書いてありますけれども、全国で1,600件があるそうでございます。そういったことでお伺いしたい。

次に、3番目の校内での暴力行為も3年ぶりに増加に転じていると聞きますが、その辺を伺いをいたしたいと思います。

次に、4番目の児童生徒に聞くと家庭環境と社会の環境と言われるところでということでございます。中でも、家庭環境と友人同僚とあわせると犯罪は58%にもなるという。犯罪を起こさない生徒の中には、良い性格の半分以上は、家庭環境と友人のおかげだと言われておりますが、そういった指導等はどのように考えられるかお伺いをいたしたいと思っております。

以上4点にわたってお伺いをします。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま安藤議員から保育所、幼稚園、小中学校の防犯対策に

関連し、お尋ねのありましたことについてお答えさせていただきます。

はじめに校内・登校・下校時の指導についてのお尋ねでございますが、近年学校内外におきまして、凶悪犯罪や不審者による事故が多発しており、深刻な社会問題となっているところであります。このことは私ども教育にかかわるものとして、重く受けとめており、子供たちを事件・事故から守るために学校・家庭・地域、さらには関係機関・団体等がそれぞれの機能生かしながら、実効性のある連携等に努めていかなければならないものと考えております。各学校におきまして、児童生徒に対し、「子供100番の家」の周知徹底や「危険箇所マップ作成」による注意を喚起するなど、日常生活を含めた安全意識の向上に努めているところであります。また、教職員に対しては、安全体制の確保のため絶えず危機管理意識を持ち、児童生徒の安全確保につなげるとともに、防犯用具の設置や防犯訓練の実施、さらに事故が起きた場合の対応等も含め、積極的に取り組んでいるところであり、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、1点目から3点目のお尋ねでございますが、議員からお話がありましたように、いじめ・校内暴力等につきましては、全国的・全道的にも多発している状況にあります。

この世の中で本町におけるいじめにつきましては、いくつかのいじめに類するような事例等の報告はありますが、その都度該当する児童生徒・保護者等への対応。または必要に応じ、全校集会を開催するなど、学校・教職員が一丸となってきめ細かな必要な対応等を講じておりますことをご理解を賜りたいと存じます。

なお、校内暴力についての事例はございません。

いずれにいたしましても、児童生徒の悩みをいつでも親身に受けとめ相談に乗れる体制づくり、他の人への思いやりや善悪の判断などをしっかり教える道徳教育の充実等に積極的に取り組んでいくことが必要であると認識しているものであり、ご理解を賜りたいと存じます。

次に4点目のお尋ねでございますが、児童生徒一人ひとりに確かな学力を定着させるとともに、豊かな人間性を育み、児童生徒が将来に向かって夢と希望を持って生活していくことが求められております。そのためには、児童生徒の発達段階に応じた「心の教育」の推進に努めるとともに、信頼しあえる友達づくりができる環境づくりにも努めてまいりたいと考えております。また、保護者との情報交換や校内での相談体制、さらには「親と子のための教育相談」の活用など、学校・保護者・関係機関とが連携を図りながら児童生徒の健やかな成長に向けてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

14番（安藤義昭君） それぞれ教育長の答弁をいただきました。

いじめに対しては、それぞれいくらかのものはあるかと思えます。そういったことで、いじめも生徒間の中では特に小中学校の場合、生徒間の中ではなかなか表に出てこないということを聞いております。そして、特に教師または担任である教師でも、もし100のものであれば16%くらいしか把握ができない。そういうことを言われております。従って、こういったいじめとか、また、校内暴力に対してはそれぞれの家庭、また友達。この

生徒からの訴えということは、全く皆無に近いというようなことも言われております。そういったことで、保護者はいつでもどこでも、やっぱり家庭と地域、また学校での三者一体となつてのそれぞれの把握、また、PTA 等のそれぞれの連絡網をつくりながら、やっぱり児童生徒を持っている父兄は把握をしながら、子供たちが自分のわが子のそれぞれの指導しなければならないということ言われております。

それで中でも、最近携帯電話等による防犯のトラブルというものが言われております。携帯電話でのメールが原因で後で、最近の新聞等にぎわせておりますけども、殺人のそういったことまであります。従つて、この中学校では60%でもの生徒がメールでもって相手方とそれぞれお話し合いをしているというような、メールの取り扱いをしてる。また、小学生では30%というようなことを言われております。そういった中で、インターネットについても、それぞれ自由に子供たちが使わせている保護者もおられると聞いております。そういったことの中で本町におきまして、学校に行きますと、「本町ではそういったことはないと思います。」ということございますけども、携帯電話につきましては、これは全国にしますと10名のうち8名は持っているという。そういった中において、これからこういった訓子府あたりの子供たちも携帯電話等の使い方、また、これ先のある研修の中で、子供たちの携帯電話というものにどう思いますかというようなことで、それぞれ講義がありましたですけれども、子供たちに携帯電話を持たすということは、と全く無意味なことであるということ言われております。ですけれども、その家庭事情においては携帯電話を持たさなければならぬ理由もあるということで、ある父兄からは私の家庭につきましては、共働きでそれぞれ子供たちが放課後どこにいるか、また、いつ家に帰ってこられた、どこに迎えに行つていいのかということ親子でやり取りするのに、どうしても携帯電話を持たさなければならぬ、そういったことも言われております。そういったことで、訓子府の子供たちの中で携帯電話を利用したり、また、インターネット等を自由に子供たちに使わせているのか、いないのか、また、保護者はどの程度把握してるのかということ聞くのもわからないと思いますけれども、わかる範囲でもってお答えをいただきたいと思つています。それから、インターネット等につきまして、それぞれのやり取りの中では、命の大切さというものは教育の充実とともに、学校で安心して学習できるような環境づくりを進めるのが、そういうもので使えるものならいいわけなのですけれども、全く子供たち同士でもって、そういったものをやり取りするということは、大変な危険ということ言われております。子供たちの一言一言がそれぞれの被害になることもあるし、また、加害者、被害者の中の殺した生かしたというような災害にも係ることもあります。そういったことを考えた場合、なお一層の携帯電話というものの考え方をどういふように教育委員会として、また、これからの社会教育の中においても、それぞれ父兄等の考え方というものが、また教育の仕方、指導の仕方というものを考えて、もし、おられるのであればお伺いをしたいと思つています。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま携帯電話の取り扱いにつきまして、ご質問ございましたが、携帯電話やインターネットの急速な普及に伴いまして、ご指摘のとおり「出会い系

サイト」いわゆる「メル友」等にかかわる非行も増えてきておりますことから、子どもとしましては、保護者に対しまして、これらの危険性を十分周知等いただくことについても必要に応じて対応していくところでございます。例えば、家庭でルールを作るなどの指導も含めて、そんな対応をぜひお願いしたいというふうなことで、必要に応じて対応してるところでございます。

なお、原則としまして、学校には携帯電話は持ち込まないということにしておりますが、ご指摘のように登下校時の親との送迎の連絡等でございますので、一概にそういうことになりませんので、登校時に一応学校の方で預かって、下校時にお渡しすると、お返しするというふうな方法をとって、この携帯電話の対応をしているところでございますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

14番（安藤義昭君） 携帯電話の使用等については認めてないということですが、もやっぱり登校、下校、特に下校、放課後は父兄によっては必要だということでございます。なお、一層それぞれの使用の誤りのないように、ひとつご指導をいただければと、このように思います。

それと、次に防犯の関係の中で、子供たちの放課後、また、家に帰ってからのあれで、それぞれ先に「子ども100番」の通報ポスターですが、それをPTA、また地域等に頼んで、そこそこの地域に何枚かずつ貼っていただいた経過があります。それで、それを貼った当時はいろいろ興味もあるし、また父兄等も、また学校等もそれぞれ把握、調べた経過があるかと思えます。それでその後1、2年なりを済ましているわけなんですけども、そういった100当番を通じて、何かそういった犯罪系統のもの、また通報と駆け込んだというようなことがあったかなかったお伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 社会教育課長。

社会教育課長（橋爪 実君） ただいまの「子ども100当番」に関係しまして、そういう事例があったかというご質問でございましたけども、子どもはそういった事例は聞いてございません。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

14番（安藤義昭君） それでは校内暴力等につきましても、いろいろな経過等それぞれの訓子府の学校ではないにしても、ほかの学校と、また町等でもいろいろな経過があるということでございます。

それでは本町でなくにしても、中学生の喫煙等のそれぞれの常習犯。これはある学校の事例から見ると、何人かの先生がそれぞれ見ている。ですけども、それを見ても子供たちには言えない。それはなぜかというと、子供たちは一人でなくて集団で、一人の先生にそれぞれ後日言いがかりをつけ、やり返しをくるからというような話もあります。

それから、また校内暴力との中についても、部活動、またはクラブ活動についても、それぞれの中であるということも聞いております。これは本町の学校でなくて、他所の学校ですけども、それは喫煙でなくて、暴力等についてのことであります。これは指導力のな

い先生がそれぞれ部活の指導者ということで、顧問ということで、指導しているわけなんですけど、先生の中では最近高齢化になってきていると。そういったことでもって、教員の高齢化が子供たちとともに遊んだり、指導したり、一緒になってやれる体力がなくなっている。そういったことで、途中で投げやりになって、指導力どころか全く、ただ見るに過ぎないということで、午前中の小林議員の質疑の中でもお答えがありましたですけども、その部活動なり、少年団活動にしてもそうですけども、やる気のある先生とやる気のない先生別々に考えるわけではございませんけども、結局どこにいてもやる気のある先生はやり方等工夫して、また、自分で勉強して子供たちに自分の行動を見破られないようにそれぞれがんばってやってる。やる気のないものは、全く若くても私はできないというような格好で、ただ、口だけでもってそれぞれの教えるものですから子供たちにバカにされる。そういったことを言われております。そういったことがこの私たちの町でも、もしそういったものが見受けられるのであれば、教育委員会としてどのような対応をされるのか、もしあるのであればお聞きをしたいと思います。

それからまた、このこういった中において、PTA あたりの活動について、そのPTA の中でも、そういった部活動に対するそれぞれの考え方も、もし聞いておられるのであれば聞かせていただきたいと思います。これもそれぞれの学校の形態もありますけども、中にはPTA の役員の知識の低さ、また、そのPTA の役員を選ぶ中において、最近は大変その役員を選ぶのに難航している。選出をするのに大変なご苦労をかけてる。そういったことであるもんだから、PTA の役員としても、「私はそれほど言われるのであれば、はじめからしなかった。そんなことであれば、私今すぐ辞めさせていただく。」という全く学校オンリーのような形でもって、それぞれPTA 活動をしている学校も数多くあるということ言われております。そういったことで、これはいなる場合であっても、やっぱりPTA においてはほかに監督する立場というものはないわけなんですけども、その辺本校においてはどのように監督責任をどこにおいて、学校におけるばかりなものではなくて、その監督責任というものを生徒指導の中において、PTA の役割というものどのように指導しているかお伺いをしたいと思います。

また先ほど、後先になりますけども、先生の中にはそれぞれの荒れる授業、またその中において午後からの放課後の生徒の部活、少年団活動においても大変疲れている中で、生徒の指導。また、指導するということは、先生自体も孤立しちゃうと。そういった中においては、先生の個人差もありますけども、言ってみればノイローゼですか、そういった形でもって入院をし、休暇を取らなければならないという、そういう先生もおられるということ聞いております。それも本校にそれぞれの者がおられるかいけないか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、校内、また地域の放課後に対する防犯の関係で、学校の取り組みと言いますか、その辺の取り組み。昔であれば、一時訓子府の小学校、中学校も、昭和47年、48年、49年、50年後ですか、大変荒れた頃もあります。特に中学校はあります。そういった中でPTA としては、夏休みであれば、夏休みの23日間のうち23日間、夜通し寝ないで校内で教頭とともに、先生方とともに、学校と子供たちを守るという意味からも、そ

ういった対応の仕方をしたこともあります。そういった中において、今ももしそういうことが起きるとするのであれば、学校の中でもってPTAと先生方、また地域の人たちとの話し合いというものはなされておるか、その辺もお聞きしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま数点にわたりまして、ご質問ございました。

1点目の例えばたばこ等を吸っているところの現場を見て、先生方が注意できないのではないかというふうな、そういう事例もあるよというようなお話でございますが、本町におきましては、私どもの聞いている範囲内ではそういうことはございません。現場をもし例えば見つけたとしましたら、親御さん、保護者にも連絡するなどしまして、話し合い等をしている、そういう対応を進めております。特に最近私ども聞いているのか、お兄ちゃんたちが吸ってる、たばこを吸ってる、酒を飲んでいる。だから、弟のまだ中学生ぐらいの子供も、「家では吸ってもいいし飲んでもいいけども、外に出たらだめだよ。」なんていうような、そういう一例も何軒か最近聞いております。うちということではございませんけども、一応そんな事例もございますので、やはり学校も先生方昼夜を問わず一生懸命生徒指導等に駆けずり回っているわけでございますので、ぜひ家庭でのしつけと言いますか、こういうことをすごく私ども別に責任逃れするわけございませんが、一緒になって将来を担う子供たちの健やかな環境づくりに向けてがんばっていければなと。そういう強い願いを持っているところでございます。

あと、やる気ある先生とやる気のない先生。このお話につきましては、私どもとしまして、いろいろ見方によってはその指導の方法等もその先生、先生でございますので、一概にこういうことはちょっと評価に結びつくようなことはなかなか申し上げられませんが、いずれにしましても、うちに今赴任していただいている先生方の中の大半は、子供たちと一緒に遊び、時間があれば一緒に遊び、一緒に学びと。ですから、最近各学校で昼休み、また放課後で学習でちょっとつまずいたというふうな子供さんにつきましては、先生方自らその対応に駆け回っているというふうなお話も聞いております。そういう意味で、これらの環境をわれわれはさらに伸ばしていければなと思っているところでございます。

それから、PTA活動につきましても質問ございましたが、何か例えば不審者が出たとか、そういう場合につきましては、情報は常にこの網走管内互いに情報取り合ってますので、そういう情報が入ったときには、少なくとも例えば訓中であれば先生方が下校時にチームをつくって町内巡視をしてると。それをわれわれも見てまして、うちの町の職員、教育委員会の職員もみんなでしたら、先生方と一緒にお互いに巡視をしようかというふうなそんな動きも出ているところでございまして、今後、いろいろまたPTA、また私どもも一体となって、次代を担う子供たちのために少しでも手助けができればというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

あと、学校での先生の孤立化と言いますか、ノイローゼになってる先生がおられるのではないかというふうなことでございますが、このことにつきましては、部活で例えば中学校の例で申し上げますと、部活につきましても、やはりこれは時間外の活動でもございまして、現在指導を2人体制でやっておりますので、少しでもその負担のかからないような

方法をとってるところでございます。そんなことも含めまして、今現在ノイローゼ等で心の病等で休暇を取っているとか、そういう先生はございません。たまたまおいでになったとき、うちの町においでになったときにはじめからうつ病的な先生1人おられましたけども、これつきましては加配措置等の講じまして、一生懸命うちで4年間がんばりまして、この3月に定年退職されると。そして、再任用でまた別な職場を選べるよう、そこまで健康が回復しているというふうな実態もございます。そんなことを含めまして、今後につきましてはこういう心の病と言いますか、そういうことのないように私どもも気をつけなければいけませんし、学校全体でそういう教職員仲間同士の意思の疎通と言いますか、そんなこともぜひ図っていただければなと思っております。

あと学校における防犯対策等につきましては、課長の方から説明させていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 学校における防犯対策の関係でございますけども、まず、PTAの取り組みといたしまして、昨年の夏休み期間でございますけども、8日間ほどですけども、一応町内の高校も含めましてPTAの方、それから防犯協会の方、それから教育委員会、学校ということで巡視を行っております。これは2班に分かれて巡視を行っておりますけども、そのような形で対応しているということでございます。

PTAの取り組みといたしましては、今の段階ではこのような形ですけども、ただ、学校の中で防犯訓練。例えば、居武士小学校では保護者も含めた防犯の対策の防犯教室言うか、訓練と言うか、それも含めてやっております。

そういうことで、あと保護者向けにPTAということではないですけど、保護者から先ほど答弁で教育長の方からご答弁しておりますけども、「危険箇所マップ」の関係につきましても、保護者例えば訓子府小学校であれば、保護者から危険な箇所、要は自分の子供とか下校する間に危険な箇所があれば、そこをチェックしていただいて学校に寄せていただくと。学校でそれを集約をしているというようなこともやっておりますので、そのほか学校でも防犯訓練、先ほども言いましたけど、防犯訓練の実施だとかやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

14番（安藤義昭君） 時間とあると思ったら時間がなくなったので、次に移ります。

学習障害と、学力低下について、これは午前中の小林議員からもそれぞれ質疑ありましたですけども、私の方からご質疑をいたします。

今、児童生徒の中に学習障害とか、学力低下が言われております。これは国が「ゆとり教育」ということを掲げておりました現在の学習指導要領の誤りだと私は思っております。このようなことから子供たちをどう支えていくか、指導も含め、学習障害に悩む子供たちを親は何とかならないかと思っている親が多くおられると聞きます。クラスによっては4.5%もいるということも聞きます。例言えば、数を聞いてもそのとおりに答えられないとか、また、聞く、話す、読む、書く、計算ができないとか、学習の判断ができない、また、自分のあった学び方ができない、学び方でやるとか、文章問題ではわからないが絵を描くと

わかるというようなことをやっております。このようなことから子供たちは、いろいろな支援を待っているということです。また、一部の先生でなく、学校、家庭、社会全体で考えていくべきと思う。もし、本校でもこのような児童がいたらどうか、もし、いるとするのであれば、悩む子供たちの考えを早急に学校、教育委員会、また家庭が、子供たちと相談に乗る指導すべきと思うが伺いをしたいと思います。

時間がないので、続けて次の遊具の点検についても一緒にご質問をいたします。

保育所、幼稚園、小学校のほか、各施設の遊具の修理点検についてお伺いをします。

以上のことでお伺いします。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま安藤議員から学習障害と学力低下について、お尋ねがありましたことにつきましてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、知能面では問題がないにもかかわらず、読んだり、書いたり、計算したりなど、特定の学習ができない、いわゆる「学習障害」の子供たちが全国的にも増加している傾向にあります。このようなことから国においては、平成16年、昨年12月に「特別支援教育を推進するための制度のあり方」の中間報告を発表し、学習障害や注意欠陥・多動性障害などの児童生徒や特殊学級に在籍している児童生徒を含めて、個々の児童生徒に応じた総合支援体制の整備を目指しているところであります。本庁におきましても、今後、国の動向を見極めながら対応してまいります。現在各学校において学力的に指導が必要な児童生徒に対しては、学校ぐるみで放課後や昼休みなどを利用し、個別指導や相談活動を行うなど、児童生徒一人ひとりを大切に学習指導等に取り組んでいるところでございます。また、心身に障害を持つ児童生徒等の適切な就学を図るため、町の就学指導委員会において、保護者の意向等を十分お聞きしながら、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな就学指導等に努めておりますことをご理解賜りますようお願いいたします。

次に、遊具の点検についてお尋ねありましたことにつきまして、お答えをさせていただきます。

始めに、教育委員会所管の保育園・幼稚園・各小学校の遊具の点検であります。遊具は子供たちが直接触れて利用するものであり、ご指摘のような安全管理には細心の注意を払っていかねばならないものと認識しているところでございます。このことから各学校の遊具につきましては、毎年5月に専門業者による点検を実施し、その結果に基づき修理等を行っているところであり、また、保育所・幼稚園、さらに各学校におきましては、毎月教職員等による定期的な点検を行うなど、安全管理に努めているところですが、見落とし等ある場合もございますので、何かお気づきの点等ございましたら、ご一報いただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、ほかの遊具の点検等につきましては、私どもの所管外になりますが、あわせての質問通告をいただいている関係ともありまして、回答させていただきますことをお許し願いたいと思います。

町内には、レクリエーション公園、銀河公園、穂波仲通線緑地、あけぼの・あさひ野団

地、穂波・幸栄・末広（東・西）それから日出団地の10カ所と、西幸町及び若富町いずみ公園の児童公園2カ所をあわせて、計12カ所に遊具を設置しております。これまでの点検状況につきましては、平成11年度、12年度に委託業務による遊具点検を実施し、その後、年1回町職員による巡回点検を行い、異常を発見した場合は修繕、または危険なものを撤去することで対応してまいりました。

近年、全国各地で公園施設及び遊具による事故が後を絶たないことから、平成17年度予算において、公園、団地、児童公園にある遊具すべてを総点検し、使用に耐えない遊具や事故の危険性のあるものにつきましては、修繕・撤去することで対応したいと考えております。

これからも子供たちが安心して、遊ぶことができる公園施設の維持や管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

14番（安藤義昭君） なんかこっちの方で責任がぶされたような答弁になってしまったけども、今われわれも生活している中で、気がついたことを申し上げたいと思っておりますけども、時間がありませんから、特に遊具施設というものは、先ほどの学力低下等もまだまだ聞きたいんですけども、これは時間の都合でここやめますけども、遊具等につきましては、保育所、幼稚園、また小学校、それぞれの地域あたりも遊具施設があります。そういった中においては、いろいろと支障がきたすものが数多く見えるわけですけども、今年度、17年度にそれぞれ点検をしたいということでもありますので、その辺よく点検をしていただきたいのと。また、新しいものを敷設するのではなくて古いものを敷設してるものに対しては、より精密な点検をしていただかなければ、特にタイヤ等をそれぞれ改造してつくったものに対しては、タイヤのワイヤー等が切り口に出ておまして、それぞれ子供たちに怪我させるといこともあります。そういったことも考えながらやっていただきたいのと。それぞれの遊具のタイヤ等の中には、蜂の巣あたりも昨年ちょっと小さいんですけど見えたから私取りましたけども、そういったこともあります。そういったこともいろいろ緩和しまして、これからはなお一層それぞれの遊具施設に対して目を配っていただきたいと思います。もう一度それぞれの考え方でなくて、やりますのはいいですけども、それぞれの施設にあるものに対して点検をなお一層充実していただきたいということをお伺いします。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま安藤議員から遊具の点検等について、徹底を図るようというふうなご提言でございますので、これらを肝に命じまして、そのような子供たちの安全確保に向けてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

14番（安藤義昭君） 私の質疑を終らせていただきます。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君の質問が終了しました。

ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は5番、佐藤静基君の発言を許します。

佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） 私は自立のためのまちづくりについて、考え方をお伺いしたいと思います。

昨年12月、合併と自立の両方の条件と計画の二つの協議案が町民に説明され、その選択は、町民にアンケート調査を行い、町長はその結果を尊重するとして実行されました。結果、ご承知のように多くの町民は自立の道を求めました。この町民の思いはたとえそれが厳しい道のりであっても、先人が組んだ歴史とともに築き上げた「わがふるさと訓子府」をこれからも自分たちの町として守りたいという強い愛郷心に燃える熱い思いであることを示したものと考えます。町長はこの思いを真摯に受けとめ、苦渋の選択ではあったと思いますが、自立の町として再スタートを決断されました。そして、わずかに限られた短い時間の中で、職員とともに厳しい財源の中で大変な苦労され、平成17年度の予算を立てられたことと思います。その間、私たち町民は不安とある種の期待で、それはまるで子供の頃に先生からもらう通知表を待つような思いでありました。やがて17年度の予算が示されました。その内容を一見して、私たちは愕然となりました。財源の不足が生じたので、新年度も基金2億700万円を取り崩して対応したものでありました。さらにこのまま行けば、平成19年度で基金は底をつくという内容であったからであります。未来に向かって自立の厳しい道を進むという財政再建への意気込みは、特徴的な予算も変化があまり見当たりません。最近、町の中で耳にすることは、「訓子府は大丈夫なの。3年したらお金がなくなるというけど、その後はどうなるの。」不満と失望の声であります。町民は厳しいことには十分覚悟の上で、自立の道を求めました。厳しさは我慢できるけど、その我慢の先に私たち町民が目指す、安心していける、暮らしていける、町の明るい姿が見えてこない。なんとも寂しく、切ない、無念の思いがあるからではないでしょうか。

自立していく町には、まず、健全な財政運営を目指すべきであり、その基本は節約予算を立て、自主財源の確保が第一であると思います。すなわち収入に見合う範囲の支出予算を立てるべきであります。

これからは現在の財政調整基金は、予算での財源不足にはあててのではなく、不測の事態に備える町民の安心基金として考えるべきだと思います。町長は経費の削減にはできるだけ、町民生活に直接的な影響が出ないよう配慮すると言っておりましたが、その配慮も不十分であると思います。

以上のような思いから、少し長くなりましたけれども、以下の件について何点をお伺いを伺いたいと思います。

始めに、自立でのまちづくりについての財政計画について伺います。

1として、自立のまちづくりには、その前提として財政の安定が基本と考えますが、現状では近い将来、町の財政に破綻が生じる極めて危険な状況にあります。今後の財政を立て直しがどのように行うのかお伺いをいたします。

2点目に、自立の継続が可能な新たな財政計画。いわゆる財政推計を作成して、厳しくとも将来のまちづくりに町民の理解と協力のもとに行政と一体となって取り組むために、町民との懇談会を行う必要があると考えますが、その考え方を伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま自立のまちづくりと財政計画について、2件のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の今後の財政を立て直しをどのように行うかについてであります。歳入の半分を占める地方交付税が増加する可能性が低いこと、本町の基金の残高等を考えますと、議員がご推察のとおり厳しい財政状況にあると言えます。

一般論としてのお答えになりますが、現在健全な財政運営は歳入に見合った事務事業の実施が基本でありますので、受益者負担の適正化を含めた各種使用料等の引き上げなどによる増収策を講ずることとあわせて、事務事業の見直しなど徹底した行政改革による歳入の削減以外、財政を立て直す方法はないと言えます。

次に、2点目の町民と行政が一体となったまちづくりに取り組むため、新たな財政計画を立て上で、町民懇談会を開催すべきではとお尋ねであります。本来ですと根拠のある中長期的な財政計画を立てて、目標設定した上で町民の皆さん理解を得ながらまちづくりを進めていくことが理想であります。残念ながら国から中期的な地方財政計画等が示されない現状から、その目標が定められないため、確実性のある財政計画は容易にお示しできないというのが実情であります。しかしながら今後進めていく行政改革、それから相互計画等の策定にあたっては、町民の目線でその妥当性を判断していくことも必要であると考えますので、従前実施してる「青空町長室」や「町内会長・実践会長会議」に加え、住民の理解と協力を得るための新たな取り組みを検討してまいりたいと考えております。なお、こうして取り組みを通じ、町民の皆さんが考えてるまちづくりについての提言なども受けていくことも可能であると考えますし、財政負担の軽減が期待できる地域住民との共同のまちづくりも進めやすくなるものと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） 先ほどの高橋議員のアンケートの件で、93%の高い回収率に合併を決めた。非常に、その思いが私も重く伝わってきたわけでありましてけれども、自立のまちづくりという方向が決定したわけでありまして。今答弁にありましたように、財政の立て直しについては、相当厳しい内容となり、町民へのサービスも低下し、負担も大きいと予想されますけれども、先に平成13年から16年度まで3年間実施した行革年度別事項別実施計画では、目標を大幅に超える成果があったとありました。今町長の答弁で、交付税の入る数字がわからないのでなかなか推計は難しいということでしたけれども、当然これは自立の道を歩むということは、そのことも計算された中で推計を立てるべきであり、そうでないと僕は自立は不可能だと思います。それで、先に3年間実施した行革の年度別

事項別計画を今後もさらに具体的にレベルを高く上げた、というのは厳しいという意味です。自立の継続が可能な目標を持った、その種の計画も立てる必要があると考えます。当然、町民も先ほど申しあげましたように、非常に不安であります。いずれ状況が変わって、先ほどの質問にもありましたけれども、新たな枠組みの取り組みがあるにせよ、やはり一方では自立の道をきちっと推計を出すべきだと思います。これが先行きどうなるかわからないから、3年先には財政が破綻するかもしれないと。こういう状況の中で、私は予算を厳しく絞っても、町民は非常にがんばる意欲が出てこないのではないのでしょうか。そういうような意味から、今後、町の新たに再スタートしたわけですから、今後、町民との声をよく聞き、先ほどの質問にもありましたように、合併の経過も十分町民にまた結果報告という形で報告をしながら、町民と対話の場所というのは、どうしても私は今後においても今最初の時点で必要でないかと。

数日前に、清住地区と駒里地区の青空町長室の内容がでました。冒頭にあるのは、「町の財政が大丈夫なのか、自立はできるのでしょうか。」という非常に関心の高い内容でありました。これは今町長が青空町長室などで、なんとかそれを埋めたいというふうに私は聞きましたけれども、それはそれでいいのですが、どうしても行き届かない地域もございます。ここで青空町長室についても、町が積極的な呼びかけと言いますか、できれば数力所のチームを組んででも、私は向かい合って話をすべきというふうに考えますが、この2点についていかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま二つのお尋ねをいただきました。

一つ目について、私の方からお答えをしたいと思います。

まず、自立を可能にした財政推計を示すべきでないかというお尋ねでございます。従前、合併の資料としてお渡ししてます資料等ご覧になってお気づきかと思えますけれども、例えば平成15年度から16年にかけて、予測つかないほどの金額。もう2億を超える交付税が減っているという状況になります。これは来年はどうなんだということになりますと、まさに来年もどうなるかわからないと。国の財政、地方財政計画の中では、総額としてはおおむね確保したよという情報はありますけれども、実際は合併の需要額が増えているですとか、人口を調整する段階補正の見直しがあるだとか、そういったもろもろの状況がございます。そうしたことを考えますと、本町の正直な財政計画って本当に試算できるのかといったら、自信を持ったものというものは正直言ってできません。これは北海道も他の市町村も全く同じ状況で、私どもは道に対しまして、なんらかの資料提供を求めた経緯もがございますけれども、道もまさに同じような状況で、道としても財政推計ができないんだというような同じ悩みのことのご回答をいただいたところであります。

財政推計につきましては、将来もう一定の目標もない中で、町民理解を得るといふ部分で難しさというのは議員おっしゃるとおりだと思いますけれども、今できることは、例えば3年とかっていう短期な部分だけでなく、今やれることを最大限取り組んでいくと。それで、仮に地方交付税がこれからどうなるかという部分につきましては、全く先が見えない状況ですから、もしかしたら、予想よりも少ない減額で済むかもしれませんから、そ

ういったことを考えますと、今できることを最大限取り組んでいくと。それにあたっては、当然町民の皆さん方のご意見等なりもお聞きしながら、進めていかなければならないのではないかと考えております。

1点目は以上でございます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま企画財政課長の方から財政運営計画について、若干お話を申し上げました。

課長が申し上げましたように、非常に難しく、また厳しい状況にございますけれども、先ほど佐藤議員のお話の中にありました行政改革の事項別推進計画の今後につきましては、引き続きその行革に向けて努力をしていきたいと思っておりますし、今回の17年度の予算編成にあたりましては、昨年5月に「自立の道を探る財政推計計画」を町民の皆さんにお示しをいたしましたけれども、それに基づいた予算の編成でもあったことをご理解いただきたいと思います。

それから2点目で、今後、町民皆さんとの対話に向けて、青空町長室の充実など図るべきでないかというご意見をいただきました。そのとおりだと思います。今後、こういう機会、あるいは先ほど町長が申し上げましたように、地域団体の代表であります町内会長さん、あるいは実践会長さん。そういう方々との対話も、今以上に進めなくてはならないと思っておりますし、さらには今後まちづくりに向けて、町民の皆さんのご意見を少しでも多く取り入れることのできるような何か組織づくりというものも考えていきたいと、そのように思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） どうしてもその交付税の数字が決まらなないと推計が出せないというか、わからないというのは、事務方の意向としては良くわかりますけれども、それでは町民からしてみれば、先行きわからない中で自立の道を進むことになるんですか。

それともう一つ、年度の予算を見ましても、だいたい2億円前後の基金を崩しながらきていると思いますが、予算ですから議会としても、これからもこの予算に対して相当減額できると思います。そのつもりでいると思います。これはだいたい私は目標としては、2億円だと思いますが、その点をひとつまずお願いします。

それと今助役の答弁の中で、先ほどもありましたけれども、やはり前回の町民が情報不足と言っている中で、これから起こるべきであろう町を考えると、やはりどんな形であれいろんなやっぱり内容がないにしても、今の時点でもいい、将来についてこう努力するというやっぱり積極的な情報の流し方は、もう当然今からやらないと、その時期になってやるんでは確かに正確なものないと思います。けれども、考え方をそう示さないと、町民は我慢はするけれども先行きないという、こういう自立のあり方というのは、私耐えられないと思うんですね。いかがですか。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま交付税がわからないから町民に財政の推計が示せないというんでは、本来の自立を目標にした町民の理解を得ることをできないのではない

かというお尋ねだったんですけれども、まさにそのとおりでございます。ただ、交付税につきましては、毎年、今までもそうなんですけれども、新年度の交付税が確定した時点で、中期的、3年ないし5年ぐらいのスパンのものの推計。一定の条件をはめたものは、議会等にもお示しているところでございますし、そういう意味では、一定の条件を示した中で公表と言うんですか、そういったものは当然やっていくことになりまして、実際それ以上のものというのは難しいというのが現状ですから、当然それを進めてまいりたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君）まず、交付税の見通しの立たない中で、財政調整基金を取り崩していくことが町民に不安を与えるというご意見はごもっともかと思えます。

今年の予算で、佐藤議員も前段予算編成にあたっての話がございましたから、ご理解を賜っていると思いますけれども、今年の当初予算で、一般会計では昨年よりも4億5,000万円ほど予算全体の絞り込みをいたしました。そのことによって、財政調整基金の一般分もなんとか2億円そこそこに抑えたというような状況でございます。ただ、これは今年そうしたから今後それでいいというわけではなくて、来年に向けてはさらに厳しい予算編成に取り組まなければならないだろうと。来年の財政調整基金の繰り入れについては、なんとかこうさらに絞っていかないと、現在の全体で一般会計分の目的基金も含めて14億円ほどございますけれども、これが予算編成どれだけ耐えられるかという点から申し上げますと、やはり来年18年度に向けては、さらに厳しい予算編成をしなければならないと。そういう点から申し上げましても、17年度入りしましたら、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、町民の皆さんとの対話を深めて、町民の皆さんのご意見もお聞きしながら、そして、ご理解いただきながら、その18年度の予算編成に向かっていかなければならないという考え方でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） 時間がないのでちょっと早口になりますが、今まで何年も非常に苦しい財政をやりくりした中で、今年の予算を4億円のところ2億円も減らされた。赤字をですね。それをさらに削減すべきだと思いますし、このままでいったら3年で行き詰まりなるわけですから、そんな自立なんかありませんから、これどうでしょう。思いとして、どれぐらい減らせるか、ちょっとしこりを残しませんから、目標ちょっと言ってくれませんか。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君）これはあくまでも目標ということになりますけれども、なんとか一般分の、目的基金は別にして、一般分の財政調整基金については、1億円近くまでなんとかできればなという気持ちであります。ただ、先ほどから財政課長が申し上げましたように、交付税の動きやその年その年で非常に見通しがつかないという状況でございますから、そこら辺もお組みおきをいただければ幸いかと存じます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

5番（佐藤静基君）最後に改めてお伺いますが、自立の道を求めた訓子府の町民は、

いかなる厳しい財政運営が続いても、それを覚悟の上で求めた道であります。繰り返しますけど、町民が求めた道であります。町長は受けとめて、決断されたんです。町が破綻し、自分たちの町の自治権を失い、町民には予想を超える大幅な負担増となる赤字再建団体の町となることだけはなんとしても避けなければなりません。自立の町として、将来訓子府を請け負った町長、町民の自立のまちづくりの思いに答えて、町民と痛みをともにして、財政再建に挑まれるのか、または、3年後には町の将来を断念せざるを得ないのか、心のうちを聞かせてください。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 先ほど私の方からお話を申し上げましたように、本町も今国の財政問題等を考えたときに、今までのような形での自立というのは大変厳しいということから合併を推進しなければならないということで、置戸町との合併を今選択してきたわけでございますけれども、ただ、住民アンケートの結果、合併に反対の意見が多かったことから町民の意思を尊重して自立の道を選択したわけですが、ただ、このままいけるのかと言いますと、今佐藤議員がおっしゃるように、私も自立でこのままいくということは大変厳しい時代だというふうに思っております。ただ、幸いにしてと言いますか、今私どもの町ではハードの部分はかなり順調にこれまで進んでまいりました。議員皆様方のご理解もいただきながら順調に進めてまいりましたので、これから取り組まなければならないハードなものというものは、その辺に見えないわけですが、そうかと言ってそれが全部借金なしでやってきたのかというところでもございませんので、その返済もあるわけですから大変厳しい時代に入る。わかりやすく言えば、これから当面我慢の時代に入らざるを得ないというふうに判断をいたしておりますが、現状ではまず自立でいかなければなりませんので、次に示される国あるいは道の方から示される、そのもっと今のような枠ではないもっと大きな枠での新法による合併ということもあるわけでございますので、まずは、それまでは本当に歯を食いしばりながらしっかり本町の運営に努めていかなければならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。間違っても、赤字再建団体にだけはならないように、議員の皆様方にもご理解いただく中で、がんばってまいりたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） 次に、一般公共施設の利用の適正化について伺います。

時代の流れ、社会情勢の変化、町民の生活スタイルも変わりまして、各施設の利用目的、利用者の考え方も多様であります。今日まで町の公共施設の運営方法が当然であったものが、これらの財政の流れを考えると、今までの運営を継続していくことが、適当と考えられるのか、お考えを伺いたいと思います。

1として、各施設、公民館、スポーツセンター、農業交流センターの利用者の数、状況、使用料などの再検討見直しの必要があると思っておりますが、どのように考えておるのか、

2点目として、温水プールの運営についてであります。当寒冷地における運営は、燃料費、高熱水費等の経費が財政の大きな負担となっていると考えます。運営期間の短縮や使用料の見直しなど行い、経費の節減のために利用者に理解と協力を求めて、経費の削減

努めるべきと考えますが、そのお考えを伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） お答えをいたします。

ただいま一般公共施設利用の適正化について、2点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の公民館、スポーツセンター、農業交流センター等の使用料見直しについてであります。先ほどの質問でお答えしましたとおり、財政健全化と受益者負担の適正化の観点から、公共施設全般について総合的な見直しを行う考えであります。

次に、2点目の温水プールの運営についてであります。温水プールにつきましては、平成7年5月3日にオープンし、その年は10月31日まで、平成8年度は4月14日から12月15日まで、平成9年度からは16年度までは4月1日から11月30日まで開館し、多くの方にご利用いただいているところでございます。ご質問のあった温水プール使用料の見直しにつきましては、先ほどお答えさせていただいた公共施設使用料全般にわたる見直しの中で検討してまいりたいと考えております。また、開館時間の短縮につきましても、ご質問いただきましたが、平成17年度開設にあたりましては、ウォーターライダーの運航時間帯の見直しを行い、対前年度予算に比較しまして約70万円の経費削減に努め予算計上させていただいているところでございます。今後におきましても、利用状況、各種大会の開催調整、維持管理経費などにつきまして、十分検討の上関係機関団体等のご意見もいただき、総合的に判断しながら検討していきたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） 前段の町民スポーツセンターの利用につきましては、見直すというところで内容に期待をしております。

温泉プールについてであります。ただいまの答弁の中で、最初は4月から10月31日までであったということでありました。ご承知のとおり寒冷地の開設期間が長いと多額の経費が必要となってまいります。過去3年間の経費でも、総額3,000万円以下という年は一度もありません。17年度予算ですが、3,174万8,000円となっております。ちなみに、平成15年の数字がいただきましたのでお話ししますと、15年度の決算額では、総経費が3,379万4,000円となっており、開設期間の4月から11月までの8カ月だけでも、2,845万円であります。1カ月平均しますと、355万6,000円。1日あたり開設が、ひと月26日でありますから、1日あたり約13万6,000円となっております。一方、利用者の内容を見ますと、これも平成15年度ですが、年間3万4,849人。うち町外から53%であります。1日平均の利用数166人の利用者。また、収入、使用料であります。年間合計375万6,000円あります。実質、財源からの持ち出しは3,000万円あります。現状の財政でこの経費を考えますと、せめて経費のかさむ最初の4月、後半の10月、11月の3カ月の開設は、当分見合わせてほしいと思います。見合わせるべきと私は考えます。これは利用者の方々へサービスの低下ということになりますけれども、不便さというのも一つの負担のお願いだと私は考えます。いかがでしょうか。すみません。この最も経費の多い期間の4月、10月、11月の

単純経費ありますけれども、この月を無視、もしくは休んでくれますと1,116万6,000円の経費の削減が可能になります。さらに、町外から利用されておる50%以上の利用者の使用料金のあり方も含めて、現在の使用料は適当なのでしょうか。経費のことから考えますと、いろいろ考えがありまして、「せっかく造った施設を利用しない、しづらいというのはどうか。」という声がよく聞かれます。それは確かにそうなのですが、今の状況考えますと、1割に満たないような収入の中で、私はぜひひとつ今申しあげました町長もお考えのように聞こえたんですが、見直しが必要あると思うんですがいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 社会教育課長。

社会教育課長（橋爪 実君） ただいま温水プールの運営につきまして、ご質問をいただきました。

温水プールの運営にあたりましては、温水プールの運営委員会という組織がございます。そういった中でも、今まで支持、ご意見をいただきながら運営をしてきておりますが、その中でご意見いただいておりますのは、佐藤議員がおっしゃったこととはちょっと逆に、むしろ3月20日ぐらいからでも、むしろ開設してほしいんだというような逆に要望もございます。しかしながら、その3月の下旬といたしますと、やはりどうしても寒い時期ですので、特に燃料費がかさむといったようなことから、これはなかなか対応が難しいのでご理解くださいというようなお話をさせていただいております。

それで今現在は4月1日から11月30日までの8カ月間開設しているわけですが、具体的に4月とか、10月、11月、この3ヶ月について停止してはどうかというようなご発言ございましたけども、内部でもいろいろこういったことについては話かなされておまして、例えばの例で申し上げますと、1カ月例えば短縮をします。その1ヶ月の短縮の仕方を例えば11月をひと月分早めたらどうかという意見もございまして、あるいは4月の中から11月の中まで開設して、1ヶ月縮めると。こういった方法もあるかと思えます。さらには、今午前10時から開館しておりますけども、これを例えば、午後1時から開館するとしたらどうだろうと。そのことによって経費がどの程度縮減できるか、逆に利用者がどの程度減ってしまうのか、こういったこともやはり総合的に勘案しながら進めていかなければいけないのかなというようなことで考えておりますので、私も4月1日から11月の末日まで、これは必ずしも固定的に考えておりませんので、今佐藤議員がおっしゃったことも含めまして、今後、さらにそのことによって、今11月には大会が入っておりますので、11月をやめたとしたらその大会をどうするのかといったようなことも考えなければいけないので、あと経費の問題、それから入館者の問題、等々について総合的に判断をしてまいりたいなというふうに考えてございます。

それから、使用料についても再度お尋ねをいただきました。これにつきまして、先ほど公共施設の全般的な見直しにつきましては、進めているということでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） 私が言ってるのは、開設はひとつの手段ですし、利用料金にも手段であります。心配しているのは、お金のかかることです。そのことを十分わきまえた中

で、こういう情勢ですから私は相当思い切った大きなものを減らさないで聖域なく万編にという非常に言葉きれいですけど、私はそれぐらいではとてもとても乗り切れないということをお願いしたわけですし、今答弁がありましたように、削減の方法はいろいろ工夫してやるということよろしく願いをいたします。

次に、歴史館の運営についてであります。昨年の4月に建築53年が経過した旧庁舎を改修し、建物そのもの資料として保存し、活用し、新たに訓子府資料館としてオープンいたしました。

多くの町民から寄せられた歴史的にも貴重な資料が整理され、来館者も以前の資料館と比較にならない、町内外からの見学者も大勢であったと伺っております。約1年が経過しようとしておりますが、2年目に入るにあたりまして、1年の総合的な反省をもとに、今後の来館状況などを想定して、さらに効率のいい運営と活用のため、開館日などを工夫して隣接する図書館と併用した利用と管理は考えられないでしょうか。この考え方について伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま佐藤議員から歴史館の運営について、お尋ねのありましたことにつきましてお答えをさせていただきます。

訓子府歴史館は、昨年4月3日にオープンして以来、毎週火曜日、木曜日、土曜日の午前10時から午後4時まで開館し、昨年12月末現在で約2,900人、1日平均約21人が入館されております。また、運営にあたりましては、「完全学校週5日制」等に伴う社会教育施設としての役割、あるいは小中学校における「総合的な学習の時間」等にも対応できる施設として、一般の利用もとより、幼稚園・保育園、学校教育での利活用、さらには「歴史館まつり」、「歴史館講座」、「企画展」など開催といった事業にも取り組んでいるところでございます。

将来的な運営形態等につきましては、「歴史館ボランティア」あるいは「歴史館友の会」などといった組織の結成に努めながら、その方々が展示資料の説明と管理部門も兼ねるといったことも一つの方法かと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も気軽に利用いただけるコミュニティー施設的な性格も兼ね備えながら、より多くの方にご利用いただけるような取り組みを基本に、効率の良い運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） ただいま答弁の中で、数字的なことが示されましたので触れませんが、入館総数9ヶ月になりますけれども、2,867人、1日平均21人。この数字は開館9ヶ月としての、この訓子府100年の歴史館としてどういうふうにとらえるのかはわかりませんが、他町の歴史館、目的が必ずしも一致するものではありませんけれども、2年目からの来館数は激減すると言われております。そこでご提案でありますけれども、隣接する同じ機構内である、教育委員会という意味でありますけれども、図書館と併用した運営管理の考え方はどうでしょうか。例えば、開館期間、今アルバイトの方で年

間65、6万円、今年予算があると思うのですが、その経費の節減も含めましてですが、利用者の希望による開館、それと開館日の短縮、それと答弁にもありましたように、気軽に利用できる体制を作るという意味から両施設の図書館と歴史館のことでありますが、両施設の特徴を生かして図書の一部、例えば専門書的なものは歴史館へと移動するとか、あるいは歴史館に来られた方には、図書と両面の活用を考えられないだろうか。歴史館で当初の目的が子供たちに入って、そこで他の歴史館と違った教育の場とするというふうに通ったものですから、そういう使い方をして、歴史館の資料のものだけでは、果たしてこれからこの3,000人近い数字が経費をかけてやる必要があるのか、せっかく隣接しているわけですからその辺の工夫もぜひ私がやるべきだと、いかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま佐藤議員からご提言いただきましたことにつきましては、今後の利用者の推移等によっては、近い将来検討しなければならない時期にすることも否定はできないものと考えますが、現状開館して1年でございます。厳しい財政状況の中で、関係者また議員の皆さまのご理解をいただきながら、多額の事業費を投入していただき、先人の訓子府町開拓の足跡を後世に残すというようなことを目的に改修整備いただいたこの訓子府歴史館を先ほど申し上げましたような、例えば生涯現役としてご活躍いただいているお年寄りの方、また、その分野に関心、興味等お持ちの方にご協力いただくなどのことも視野に入れながら、ぜひ前向きに多くの町民の皆さんの身近な学習の場として、また、コミュニティー交流の場として利活用を目指し、利用者の利便性を図りながら展示内容もまた充実、また子供たちからお年寄りまで喜んでご利用いただける企画等にも目を向けながら利用者の増に努め、施設の投資効果、投資効率を高めていくことが、今私どもに与えられた責務であるというふうにご考えているところでございまして、ぜひご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） よろしく願いいたします。

最後に公園などの維持管理費についてであります。レクリエーション公園および各公園施設管理費が平成17年度予算総額3,051万5,000円で、前年度比113万2,000円の減額となっておりますが、現在までの利用数やその必要性を考えますと、事業効果として私は問題があると考えます。委託料、管理費、これも開設期間など見直しをかけ、さらに大幅な経費の削減が必要と考えておりますが、どのように思いますか。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 次に、公園等の維持管理費についてのご質問いただきました。

平成17年度の公園費予算につきましてはご質問のとおり、総額で3,051万5,000円で、前年度比113万2,000円の減額となっておりますが、公園費で管理する対象施設としましては、レクリエーション公園、中央公園、銀河公園など条例で定められている公園施設のほかに、平成17年度から複数の課で管理しておりました児童公園や遊具施設につきましても一元的な管理を実施する考えであります。ご提案の趣旨と同じ考え

方に立ち、ここ数年は利用期間の短縮や経費の徹底した見直しを進めてきましたが、一方では、各公園とも施設の老朽化が目立つようになってきており、維持補修にかかる費用は年々増えていくことが予想されます。しかしながら、今後も経費の削減を推進し、町民が公園の管理運営に参加する方策などの検討を進め、町民の憩いの場としての各公園の利用者を増やし、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） この件につきましては、以前にも質問をいたしまして、その後も、渡邊易右工門議員からも指摘された経緯がありますけれども、私たち町民は厳しい財政での予算編成にあたっては、先ほども申し上げましたが、町民生活に与える影響に配慮した中で、事業の総点検を行い、最小の経緯で最大の効果を上げる。そういう行政運営を目指したいという基本編成に期待をしております。町民の生活に比較的影響の少ない事業費の削減も、町民生活を守るための配慮につながるのではないのでしょうか。聖域なき総点検を行い、事業費の大幅な削減、廃止まで行っている中での現状の財源から、毎年3,000万円の公園費は、経費のかけすぎだと思います。先ほども答弁にありましたように、町民の目線では理解しがたい予算ではないのでしょうか。管理委託料、今年もそれだけで2,300万円。せめてこの50%ぐらいは節約して、今後の厳しい財政運営のために残すべきです。いかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 大変財政的に厳しい中で、今前段からお話ございましたように、例えば温水プールであるとか、歴史館であるとか、レクリエーション公園の維持管理というようなこと。これらの施設につきましては、当初から利益が出るようなそういう施設ではなくて、町民が少しでもこの町に住んでいることに誇りを持っていただける、喜んでいただけるようなそういうまちづくりの一環として、多くの皆さんに利用していただきたい。さらには、また町民だけではなくて、町外の方々にも来ていただいて、少しでもこの訓子府の良さを知っていただき、さらにはまた買い物等もしていく中で、町がうるおうような、そういう町づくりという観点から、この温水プール、あるいはレクリエーション公園の維持管理等も徹底してやってきたつもりでございますが、確かに今ご指摘ございますように、非常に利用者も少ないというような問題もございまして、経費をこのままかけていくということは、今日の自治体運営という観点から見れば、非常に厄介ものになっているように見えるわけですが、その辺については、これから十分精査をして対応してまいらなければならないと思いますが、前段こうした施設を建設した背景としては、やはり多くの町民のみならず町外からの利用者も含めて、町の活性化に向けた施設整備ということもあったわけございまして、そうしたことも一応ひとつご理解をいただきたいと思いますが、いずれにしても、今日の自治体に迫られている財政運営というものを考えた時には、この辺については厳しくメスをいれなければならない部分もございまして、今後、こうした施設の運営等について、今佐藤議員からいただいたご意見も参考にさせていただきながら十分検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） これは私の考え方と言いますか、一つの提案でありますけれども、最近町民の方が公園と言いますか、地域を美しくする、以前に私申し上げますけど、訓子府の町は遠くは緑豊かな森林、その内側には牧歌的な風景、農村独特のすばらしい風景。それに囲まれて町があります。これはそれを見ただけで、町自体が公園だと私は考えております。

最近、特に町中で目にすることは、女性の方が盛んに、熱心にやっておられるガーデニングであります。これは人によっては、非常に台をつくったり、歩道ぎりぎりまではみ出して楽しみにやっておられます。これを何とか、町の人づくりと言いますか、交流の一環につなげないものかなと。例えば、わずかな金額でもいいから町内会単位と言いますか、個人単位でも結構ですが、そういうものの競励会とか、そういう競うような、楽しく競う、そういう意味の町全体の美化に若干予算を使っても、私は何か身近に美しいまちづくりとしての住民の気持ちはそこに何か救われるんでないかと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） まさにおっしゃることはよくわかります。

かつて、訓子府町も「花いっぱい運動」したことがございますが、ただ、その場合沿線の町民の皆さんに、そのこと良くご理解いただいて維持管理をしていかないと、この花いっぱい運動も、ただ、そこに植木鉢を置いただけで終わってしまう。「この活動は町がやったんだから、町がその花壇に水をやりなさい。」と言うような話になってしまいますと、これはなかなか本来の目的に照らして、それが何か不発に終わってしまうと言いますが、そういう形になってしまう。本当に沿線の住民の皆様方に町がやった「花いっぱい運動」であったにしろ、そこに水をかけてくれるぐらいのやはりご理解ご協力がない限り、町だけでそのまちづくりだとか、「花いっぱい運動」とか、そうしたことはなかなか厳しい問題があります。従って、今佐藤議員のおっしゃることもよくわかりますが、こうした運動をもう一回再現するとすれば、その辺の住民の皆様方のご理解をいただいた中で、ひとつ取り進めていかなければならないと思いますので、検討させていただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） 以上で質問終わります。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君の質問が終わりました。

散会の宣言

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。ご異議なしと認めます。

よって本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時からです。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時15分